

## 【施策07】 高齢者支援

～高齢者が地域で安心して暮らせるまち～

◆展開方向01:元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。

1	介護予防サービス給付費	61
2	地域密着型介護予防サービス給付費	62
3	介護予防福祉用具購入費	63
4	介護予防住宅改修費	64
5	介護予防サービス計画給付費	65
6	高齢者食生活改善事業費	66
7	介護予防対策事業費	67
8	介護予防普及啓発事業費	68
9	いきいき健康づくり事業費	69

◆展開方向02:地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。

1	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	71
2	認知症対策推進事業費	73
3	住宅改造支援事業費	75
4	高齢者自立支援ひろば事業費	77
5	緊急通報システム普及促進等事業費	79
6	介護保険サービス事業者指定等事業費	81
7	ねたきり老人理美容サービス事業費	83
8	老人福祉施設措置費	85
9	日常生活用具給付事業費	87
10	老人医療費助成事業費	89
11	高齢者軽度生活援助事業費	91
12	高齢者移送サービス事業費	93
13	尼崎市高齢者等見守り安心事業費	95
14	軽費老人ホーム運営費補助金	97
15	老人福祉施設敷地借地料補助金	99
16	特別養護老人ホーム等整備事業費	101
17	地域介護・福祉空間整備等事業費	102
18	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	103
19	介護保険事業費会計繰出金	104
20	介護保険利用者負担軽減対策事業費	105
21	老人保健施設用地取得利子等補給金	106
22	給付関係事務経費	107
23	資格関係事務経費	108
24	介護保険制度普及啓発事業費	109
25	介護予防・日常生活支援総合事業移行準備経費	110

26	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	111
27	賦課徴収関係事務経費	112
28	主治医意見書支払費	113
29	認定調査委託料	114
30	認定関係事務経費	115
31	居宅介護サービス給付費	116
32	地域密着型介護サービス給付費	117
33	施設介護サービス給付費	118
34	特定入所者介護サービス費	119
35	居宅介護福祉用具購入費	120
36	居宅介護住宅改修費	121
37	居宅介護サービス計画給付費	122
38	特定入所者介護予防サービス費	123
39	審査支払手数料	124
40	高額介護サービス費	125
41	高額医療合算介護サービス費	126
42	地域包括支援センター運営事業費	127
43	在宅医療・介護連携推進事業費	128
44	認知症対策推進事業費	129
45	家族介護慰労事業費	130
46	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	131
47	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	132
48	高齢者向けグループハウス運営事業費	133
49	高齢者自立支援型食事サービス事業費	134
50	住宅改造相談事業費	135
51	家族介護用品支給事業費	136
52	介護マーク普及事業費	137
53	住宅改修支援事業費	138
54	介護相談員派遣事業費	139
55	介護給付適正化事業費	140
56	成年後見制度利用支援事業費	141
57	高齢者緊急一時保護事業費	142

◆展開方向03:積極的に地域とかかわることができるよう支援します。

1	敬老関係事業費	143
2	老人いこいの家運営事業費	145
3	老人クラブ関係事業費	147
4	高齢者市バス特別乗車証交付事業費	149
5	老人福祉工場指定管理者管理運営事業費	151
6	高齢者IC乗車証交付事業費	152
7	指定管理者管理運営事業費(老人福祉センター)	153
8	指定管理関係経費(老人福祉センター)	154
9	施設整備事業費	155
10	生活支援サービス体制整備事業費	156

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護予防サービス給付費	T751	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
		所属長名	鈴木 謙二

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときに、介護予防サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス事業者から、指定介護予防サービスを受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対して、当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防訪問介護 40,534件 811,288,390円</li> <li>・予防訪問入浴介護 27件 935,182円</li> <li>・予防訪問看護 4,235件 120,848,570円</li> <li>・予防訪問リハビリテーション 1,453件 42,590,130円</li> <li>・予防通所介護 30,757件 873,161,806円</li> <li>・予防通所リハビリテーション 4,350件 147,167,699円</li> <li>・予防福祉用具貸与 26,322件 149,932,701円</li> <li>・予防短期入所生活介護 273件 9,739,237円</li> <li>・予防短期入所療養介護 15件 467,634円</li> <li>・予防居宅療養管理指導 4,743件 35,126,421円</li> <li>・予防特定施設入居者生活介護 911件 68,470,195円</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,389,301	2,259,728	2,172,845	給付費
負担金補助及び交付金	2,389,301	2,259,728	2,172,845	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5% [その他]
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,389,301	2,259,728	2,172,845	
C 国庫支出金	604,889	573,702	539,922	第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 返納金 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	298,663	282,466	271,605	
市債				
その他	1,187,538	1,113,814	1,082,946	
の内 一般財源	298,211	289,746	278,372	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	地域密着型介護予防サービス給付費	T75A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
		所属長名	鈴木 謙二

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービスを利用したときに、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス事業者から、指定地域密着型サービスを受けたときは、当該要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事その他日常生活に要する費用を除く。)]について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型通所介護 12件 391,533円</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護 123件 6,427,173円</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護 3件 63,634円</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,870	6,882	22,229	給付費
負担金補助及び交付金	3,870	6,882	22,229	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5% [その他]
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,870	6,882	22,229	
C 国庫支出金	980	1,747	5,522	第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 返納金 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	484	860	2,778	
市債				
その他	1,924	3,393	11,082	
の内 一般財源	482	882	2,847	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護予防福祉用具購入費	T761	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から福祉用具を購入したときに、介護予防福祉用具購入費を支給する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。</li> <li>・介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する。</li> <li>・特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額を償還払いで支給する。</li> <li>・支給限度基準額は、100,000円。</li> <li>・支給限度基準額の管理期間は、毎年4月1日からの12ヶ月間</li> </ul> <p>事業実績 646件 18,075,564円</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	16,884	18,076	17,683	給付費
負担金補助及び交付金	16,884	18,076	17,683	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	16,884	18,076	17,683	
C 国庫支出金	4,274	4,589	4,393	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	2,110	2,260	2,210	
財 市債				
源 其他	8,392	8,909	8,815	
内 一般財源	2,108	2,318	2,265	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護予防住宅改修費	T76A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援認定者が住宅の改修を行ったときに、介護予防住宅改修費を支給する。
実施内容	<p>介護予防住宅改修費は、当該被保険者が現に居住する住宅について行われ、かつ、当該被保険者の心身・住宅の状況等を勘案して必要と認める場合に限り支給する。</p> <p>&lt;支給限度額基準額等&gt; ・支給限度基準額は200,000円 ・支給は、原則として1回限りであるが、要介護認定が著しく高くなった場合や転居した場合については、再度支給を受けることができる。</p> <p>&lt;受領委任払&gt; 保険料の滞納がなく、工事着工前に市の承認を受けていれば、利用者は工事費から保険給付費分を差し引いた金額(1割等)を施工業者に支払、市は受領を委任された施工業者に直接保険給付費分(9割等)の支払を行う。</p> <p>&lt;事業実績&gt; 769件 66,189,373円</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	68,539	66,189	69,034	給付費
負担金補助及び交付金	68,539	66,189	69,034	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	68,539	66,189	69,034	
C 国庫支出金	17,352	16,804	17,153	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	8,567	8,274	8,629	
財 市債				
源 其他	34,066	32,625	34,409	
内 一般財源	8,554	8,486	8,843	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護予防サービス計画給付費	T76K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防支援を受けたときに、介護予防サービス計画給付費を支給する。
実施内容	<p>介護保険法第58条（介護予防サービス計画費の支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援事業者から、指定介護予防支援を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。</li> <li>・介護予防サービス計画費の額は、地域等を勘案したサービスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額（全額保険給付の対象となる。）</li> </ul> <p>事業実績 72,514件 340,910,854円</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	314,475	340,911	374,724	
食糧金補助及び交付金	314,475	340,911	374,724	給付費
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	314,475	340,911	374,724	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	79,614	86,551	93,113	「その他」
の 県支出金	39,309	42,614	46,840	第1号保険料22%
市債				(支基金)介護給付費交付金28%
その他	156,301	168,034	186,764	介護給付費準備基金繰入金
の内 一般財源	39,251	43,712	48,007	繰越金

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	高齢者食生活改善事業費	T11A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成13年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	全国と同様、尼崎市においても高齢者の増加に伴い、要介護認定者、介護保険の給付に要する費用も年々増大している。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、食育推進計画に基づき、社会的、精神的、身体的にも変化を生じる高齢者に、低栄養・閉じこもり・孤食・転倒・寝たきりなど、高齢者一次予防(介護予防)として、健康づくり推進員と協働で健全な食生活の実践に向けた支援を行う。
対象(誰を・何を)	65歳以上の高齢者及び高齢者支援を行う市民(健康づくり推進員、在宅栄養士)
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者が食や健康に関心を持ち、健全な食生活を実践し、要介護状態等になることを予防し、心身の健康の保持・増進を図る。あわせて、地域での高齢者の食生活を支援する健康づくり推進員や在宅栄養士の取組みが継続し、地域に浸透する。
事業概要	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防・健康づくりのための食生活改善の講座を「健康づくり推進員活動」として実施する。また、地域における自主的な介護予防活動を推進するため、高齢者の食生活改善の支援及び健康づくり推進員や在宅栄養士の研修を実施する。
実施内容	<p>【平成27年度実績】</p> <p>1 健康づくり推進員、在宅栄養士の研修(16回、487人) 地域において高齢者を支援する健康づくり推進員及び在宅栄養士等を対象にした研修会 ①推進員研修会(15回、推進員402人) ア 講話:1日に必要な食事量の目安・高齢者の身体的特徴等 イ 調理実習:「高齢者にも食べやすい食事の工夫」、「健康料理レシピ集」の作成等 ウ 運動実技:ロコモ予防のための運動実技 エ「健康料理レシピ集」を活用した普及啓発活動(料理集400部配布、介護保険だより6月号掲載) ②在宅栄養士等指導者研修(1回、85人) 「認知症ケアと予防に役立つ料理療法～料理活動を通じてできる高齢者支援～」</p> <p>2 健康づくり推進員活動(31回、市民676人、推進員116人) 「健康料理レシピ集」を活用した講習会(保健所・各支所等地域において実施) ①調理・運動実技など実習を含む講習会(22回、市民370人、推進員111人) ②講話のみの講習会(9回、市民306人、推進員5人)</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	568	575	580	
報償費	231	220	222	講師料・事業執務の栄養士
需用費	334	344	344	材料費・消耗品等
使用料及び賃借料	3	11	14	会場使用料
人件費 B	2,767	2,695	2,352	
職員人工数	0.35	0.34	0.31	
職員人件費	2,767	2,695	2,352	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,335	3,270	2,932	(国)地域支援事業交付金25%
C 国庫支出金	142	144	145	(県)地域支援事業交付金12.5%
の 県支出金	71	72	72	「その他」
市債				第1号保険料22%
その他	284	287	291	(支基金)
の内 一般財源	2,838	2,767	2,424	地域支援事業交付金28%

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護予防対策事業費	TI1G	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成26年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	より身近な地域で気軽に参加できるように、元気な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。
対象(誰を・何を)	主に高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者の心身機能の改善だけでなく、地域の社会活動に参加することで地域のつながりを強め、孤立や閉じこもりを防ぎ一人ひとりがいきいきと健康に過ごすことを目指す。
事業概要	特定高齢者を対象にした二次予防事業(H26年度 廃止)の実績もふまえ、今後さらに進む超高齢化に備えた、住民主体で取り組む介護予防事業(週1回5人以上で集まり、DVD映像にあわせて行う高齢者の筋力アップのいきいき百歳体操)の普及啓発と立ち上がったグループに対する支援(物品貸し出し、自主的に体操に取り組めるよう職員が現地支援 当初3回～4回と開始3か月後、6か月後、1年後及び臨時)
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護予防事業(いきいき百歳体操)に関する紹介・体験会・説明会 79回実施(H27.4.1～H28.3.30実施分)</li> <li>27年度に取り組み開始したグループ数 37グループ 活動中のグループ数は48グループ 内訳:参加者数人5～53人/1G 参加者実数979人内～74歳までが468人(男性66人女性402人)75歳以上511人(男性84人女性427人)</li> <li>1グループにつき初回支援3回～4回、継続支援(3か月後・6ヶ月後・1年後)それぞれ1回。 その他必要に応じて随時支援 支援内容:体力測定(基本チェックリスト)、アンケート(生活の変化等について)、体操指導実施、スペシャル版・かみかみ百歳体操の紹介。お困りごとの相談等</li> <li>体力測定やアンケート、活動継続状況から、介護予防の効果を確認し、今後の普及と啓発(立ち上がったグループの活動継続支援も含む)に活用する。</li> <li>交流会を開催し、学習とグループ間の情報交換や交流を図る。同時に広く市民にも呼びかけた。 平成27年11月30日「住民主体の介護予防事業」広域アドバイザーによる講演と市内自主グループ紹介。参加者28グループ135人を含む212人</li> </ol>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,259	3,973	4,301	H26年度より事業開始
旅費	34	18	27	職員旅費
需用費	1,868	3,294	4,207	消耗品等
使用料及び賃借料	6	24	55	会場使用料
備品購入費	351	637	637	備品購入費
負担金補助及び交付金			12	研修出席者負担金
人件費 B	8,380	10,144	15,850	
職員人工数	1.06	0.92	1.27	
職員人件費	8,380	7,246	10,055	
嘱託等人件費		2,898	5,795	
合計 C(A+B)	10,639	14,117	20,151	
C 国庫支出金	565	993	1,075	地域支援事業交付金25%
の 県支出金	282	497	537	地域支援事業交付金12.5%
の 財源				
市債				
その他	1,130	1,986	2,152	第1号保険料22%
内 一般財源	8,662	10,641	16,387	(支払基金)地域支援事業交付金28%

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護予防普及啓発事業費	TI25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者は年々増加しており、介護が必要な状態にならないよう、健康づくりや介護予防のための知識の普及啓発を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	広報誌等により、介護予防に関する意識啓発を促すことで、介護が必要な状態になることを予防する。
事業概要	介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業内容 介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防に関する意識啓発を促すための広報誌を発行する。</li> <li>事業実績 広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行(1月) 市内一円戸別配布 222,890部 市内一円戸別配布(再送用) 1,610部 公共施設窓口設置 4,500部 点字版・CD版の作成・配付(点字64、CD83)</li> </ol>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,438	1,444	1,604	
需用費	358	344	446	印刷製本費
委託料	1,080	1,100	1,158	広報誌配布業務委託料
人件費 B	791	793	800	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	791	793	800	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,229	2,237	2,404	
C 国庫支出金	360	357	401	(国)地域支援事業交付金25%
の 県支出金	180	179	200	(県)地域支援事業交付金12.5%
の 財源				
市債				「その他」
その他	719	730	803	第1号保険料22%
内 一般財源	970	971	1,000	(支払基金)
の 財源				地域支援事業交付金28%

# 平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	いきいき健康づくり事業費	TI2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	いきいき健康づくり事業実施要綱		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

## ① 事業概要

事業実施趣旨	高齢者の増加に伴い、介護予防の観点から、気軽に継続して行えるウォーキングを奨励し、高齢者の健康増進を図るために実施している。
対象 (誰を・何を)	65歳以上の高齢者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適度な運動を継続して行えるよう、また時間や場所に制約がなく気軽に始めることができる運動を通して、介護が必要となる状態を予防する。
事業概要	介護保険制度の主旨である介護予防の視点を重視し、介護が必要となる状態を予防するため、適度な運動を継続して行えるよう、また時間や場所に制約がなく気軽に始めることができるウォーキングを奨励する事業を実施し、健康に対する意識啓発を行う。貯筋通帳に歩数を記入し、100万歩、200万歩、500万歩、1000万歩及び以降500万歩ごとにそれぞれ記念品を渡す。
実施内容	貯筋通帳に歩数を記入(1日の記入歩数は1万歩を限度)し、100万歩、200万歩、500万歩でそれぞれ記念品を渡す。 記念品の内訳 100万歩・・・帽子 200万歩・・・ウィンドブレーカー 500万歩・・・ポーチ 1000万歩達成者・・・市長より祝福状、リュックサックの贈呈 (平成27年11月25日(水)13:30～ 総合老人福祉センター ) 1500万歩以降500万歩ごと・・・タオル

## ② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	5,002	4,860	4,499	
委託料	5,002	4,860	4,499	業務委託料
委託料				
人件費 B	949	981	990	
職員人工数	0.12	0.12	0.12	
職員人件費	949	981	990	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	5,951	5,841	5,489	
C 国庫支出金	1,250	1,204	1,730	地域支援事業交付金25%
の 県支出金	625	609	565	地域支援事業交付金12.5%
市債				
その他	2,501	2,439	1,640	第1号保険料22%
内訳 一般財源	1,575	1,589	1,554	(支払基金)地域支援事業交付金28%

(このページは白紙です)

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業費 3371	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市徘徊高齢者家族介護支援サービス実施要綱	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成13年度	款	15 民生費
施策	07 高齢者支援	項	05 社会福祉費
		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として利用者の介護負担の軽減を図ることを目的とする。
対象 (誰を・何を)	徘徊高齢者を介護する家族。
求める成果 (どのような状態にしたいか)	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として介護負担の軽減を図る。
事業概要	認知症高齢者が屋外で徘徊した時に早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者を介護する世帯に位置情報端末機(携帯用小型)を貸与し、認知症高齢者に装着する。</li> <li>屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供者に依頼する。</li> <li>依頼を受けた位置提供事業者が位置検索した情報を電話やファクシミリにより提供する。</li> </ol>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	146	245	250	
委託料	146	245	250	事業委託料
人件費 B	1,023	1,553	1,799	
職員人工数	0.16	0.25	0.38	
職員人件費	1,012	1,497	1,743	
嘱託等人件費	11	56	56	
合計 C(A+B)	1,169	1,798	2,049	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,169	1,798	2,049	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用人員（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	22	26年度	28	27年度	36
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図ることができた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	徘徊により行方がわからなくなったり、また身元がわからなく保護される高齢者が増加しつつあり、早期発見と未然の事故防止を図る上で必要である。徘徊高齢者等の事故を未然に防止することによって在宅福祉の向上に寄与している。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民税非課税世帯及び生活保護世帯以外は月額利用料540円を利用者負担する。その他に対応時に別途料金が発生するものについては、利用者負担となる。(市民税非課税世帯及び生活保護世帯も含む)
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市でも実施している。実施内容・方法・利用料などに概ね尼崎市と相違なし。
---------------	---------------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	内容 尼崎市社会福祉協議会に委託している。

⑧ 総合評価

総合評価	維持 当該事業は、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期発見できるシステムを活用しており、その居場所を家族に伝え、未然に事故防止を図るなど、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減、高齢者の在宅生活の継続・向上のための一助となっている。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	徘徊高齢者の介護者の負担を軽減するため、今後も継続して実施する。
--------	----------------------------------

# 平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	認知症対策推進事業費	3376	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	裁量的
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

## ① 事業概要

事業実施趣旨	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も益々の増加が見込まれている。認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。
対象(誰を・何を)	市内在住の認知症高齢者等及びその家族と地域の支援者
求める成果(どのような状態にしたいか)	認知症になっても安心して尼崎市で暮らし続けられるよう、認知症に関する様々な不安や悩み疑問について、市民が必要な時に必要な情報を得て、次の行動がスムーズにとれるようにする。
事業概要	国が示す新オレンジプランの実現をめざし、1 認知症に関する相談窓口の充実、2 認知症の人と家族が安らげる場の充実、3 認知症の人と家族の支援者を拡大する 4 認知症初期集中支援チーム設置に向けてのモデル実施 5 認知症高齢者等の見守りSOSネットワークの構築 を 取り組み5大施策と位置付け、従来より精神保健活動として取り組む健康増進課とも連携しながら取り組んでいる。
実施内容	<p>1 認知症に関する相談窓口の充実                  2 認知症の人と家族支援                  3 認知症の人と家族の支援者拡大                  認知症サポーター養成講座 100回開催 3251名受講(新たな開催対象:証券会社、タクシー会社、警察署、高校生、小中学生と保護者、いきいき百歳体操会場、地域のオビニオンリーダー、スポーツ推進員等)                  4 初期集中支援チーム設置に向けてのモデル訪問 1例                  5 市内外の行方不明高齢者等の発見協力依頼の情報提供と個別相談</p> <p>※ 3 認知症の人と家族の支援者拡大の事業費の一部を一般会計で支出(認知症啓発資料代)                  ※ 1, 2, 4, 5, は介護特会で支出。</p>

## ② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	166	0	H27年度新規事業
需用費		166		消耗品
人件費 B	0	5,502	0	
職員人工数		0.56		
職員人件費		4,415		
嘱託等人件費		1,087		
合計 C(A+B)	0	5,668	0	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他		166		市民福祉振興基金運用収入
一般財源	0	5,502	0	

## ③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	認知症サポーター数							単位	人	
目標・実績	目標値	28,750	達成年度	29年度	25年度	6,592	26年度	8,035	27年度	11,035
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	目標達成に向け、認知症サポーター養成講座の講師役(キャラバンメイト)の強化等の支援策が必要である。									

## ④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	誰でも起こりえる認知症に対し市民の方々それぞれが心構えを持つためには、まずは認知症に関する正しい知識や予防策(介護予防事業への参加・生活習慣病予防のセルフコントロール)、本市取組などを、あらゆる年齢層の市民に伝え、正しく理解して頂くことが重要である。そのため、まず、「認知症について正しい知識を持ち、認知症の人と家族を温かく見守る応援者」である認知症サポーターの方を増やす取組を推進する必要がある。
---------	---

## ⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援していく人を増やすための啓発であるため、受益者負担になじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国が「新オレンジプラン」として全国での推進を求める事業である。
---------------	---------------------------------

## ⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	認知症サポーターの養成については既に「キャラバンメイト」が主体となり取組んでいる。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容	キャラバンメイトと連携し、サポーターの養成を行っている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

## ⑧ 総合評価

総合評価	維持	認知症の人は、平成24年には約7人に1人であったものが平成37年には約5人に1人と増加すると言われている。認知症への社会の理解を深め、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備を目指し、国を挙げて認知症サポーターの養成を推進しているため、引き続き本市においても取組を進めていく必要がある。なお、当該事業費については平成28年度以降、介護特会の地域支援事業として実施する。
------	----	---

## ⑨ 改善の方向性

今後の改善策	サポーターを量的に養成するだけでなく、活動の任意性を維持しながら、認知症サポーターが様々な場面で活躍してもらうことにも取り組んでいく必要がある。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	住宅改造支援事業費	30BK	事業分類	ソフト事業
根拠法令	住宅改造費助成事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成7年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	身体の機能の低下した高齢者・障害者が住み慣れた家で安心して生活することができるよう、住宅改造の相談及び助言を行い、介護負担の軽減により生活の向上を図るために実施している。
対象 (誰を・何を)	1 介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている被保険者 2 身体障害者手帳の交付を受けている者 3 療育手帳の交付を受けている者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生涯にわたり住み慣れた家で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽くする。
事業概要	高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及び助言を行うとともに改造経費を助成する。
実施内容	身体機能の低下した高齢者及び障害者が居住する住宅について、対象者の身体状況に配慮した住宅改造を行うために必要となる費用の全部又は一部を助成する。 ※ 助成金交付額の決定・支出に関する除き、尼崎市社会福祉協議会へ事業委託している。 ※ 平成28年度から、昭和56年5月以前建築の戸建て住宅に対して簡易耐震診断を助成要件に追加した。 1 相談の受付 2 改造内容の相談・助言のための訪問調査 3 助成申請の受付→審査→決定 4 工事内容の確認 5 助成金交付額の決定→交付

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	38,737	25,797	40,094	
委託料	3,266	3,266	2,479	改良相談員人件費等
負担金補助及び交付金	35,471	22,531	37,615	住宅改造経費の助成
人件費 B	1,818	1,961	1,980	
職員人工数	0.23	0.25	0.25	
職員人件費	1,818	1,961	1,980	
嘱託等人工費				
合計 C(A+B)	40,555	27,758	42,074	
C 国庫支出金				
県支出金	17,735	11,265	18,807	老人福祉費補助金(補助率1/2)
市債				人生80年いきいき住宅助成
その他				事業として実施
一般財源	22,820	16,493	23,267	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	実績件数(高齢者及び障害者) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	世帯数
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度
			25年度	101
			26年度	87
			27年度	62
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	目標の設定はないが、住み慣れた家で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽くすることは、生活の向上につながっている。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体機能の低下した高齢者及び障害者が住宅改造を行うことにより、住み慣れた家で安心して生活することができ、介護の負担軽減にもつながっている。また、高齢者・障害者の対象者及びその介護者が、不自由を感じていた箇所を改造することで、行動範囲を広げ前向きな生活が期待される。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	市の要綱に基づき、所得税に応じて受益者負担あり。

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	この事業は、一般型・特別型・増改築型・共用型の4つのタイプがあり、市によって実施内容が異なる。 本市の場合、特別型を実施している。 ・尼崎市(特別型) ※共用型は住宅・住まいづくり支援課で実施(H26から) ・西宮市(一般型・特別型・共用型) ・伊丹市(特別型・共用型)
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
	改造に係る相談、調査等については、尼崎市社会福祉協議会へ事業委託している。

協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容	行政の責任と主体性により行政が行う。
	A B C D E		
	現状		●
	将来像		○

⑧ 総合評価

総合評価	維持	長年住み慣れた家で生活したいということは誰も思うことである。身体機能の低下に伴い、段差の解消等の住宅改造は今後の生活の向上につながり、介護負担の軽減にもなる。引き続き対象者の立場を考慮しながら進めている。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	身体の状況によっては、住宅改造を急がれる場合がある。その時々への対応には心がけているが、訪問調査までに日時を要することがあり、今後の課題である。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	高齢者自立支援ひろば事業費	30BM	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

① 事業概要

事業実施趣旨	災害復興住宅内に高齢者の見守りや自立を支援する拠点(ひろば)を設置し、地域主体の支援システムの構築を図るもの。震災発生以降かなりの年月が経過しており、本来の対象者(震災被害者)が年々少なくなっている。
対象(誰を・何を)	市内災害復興住宅(15か所)に居住する65歳以上の高齢者のいる世帯
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域主体の支援システムの構築
事業概要	現在北部と南部それぞれ1か所ずつひろばとして活動拠点を設置している。SCS(高齢者世帯生活援助員4名:本市嘱託職員)が、ひろばを拠点として、各種支援事業を実施しているほか、近隣の災害復興住宅居住の対象者宅も含め訪問、安否確認を行っている。
実施内容	SCS(高齢者世帯生活援助員4名:本市嘱託職員)が、ひろばを拠点として、各種支援事業を実施しているほか、近隣の災害復興住宅居住の対象者宅も含め訪問、安否確認を行っている。 1 趣味の講座などの生きがいづくり事業(平成27年度56回 述べ参加人員702人) 2 情報交換会等 コミュニティ支援事業(平成27年度11回 述べ参加人数189人) 3 職員による巡回型の見守り(平成27年度 延べ 5,126 世帯面談) 4 コミュニティづくりのサポートを行う 5 高齢者や高齢者支援事業に係る情報交換を行う 6 高齢者に向けた情報発信を行う 7 高齢者や地域住民との交流を行う

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,653	1,430	2,148	
報償費	90	114	228	講師への報償費
需用費	1,140	1,147	1,707	消耗品費等
役員費	200	141	180	電話料
使用料及び賃借料	223	28	33	会場使用料
人件費 B	14,553	15,317	15,136	
職員人工数	0.32	0.39	0.37	
職員人件費	2,530	3,113	2,932	
嘱託等人件費	12,023	12,204	12,204	
合計 C(A+B)	16,206	16,747	17,284	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	12,751	12,762	12,762	生活再建支援金支給等事業
一般財源	3,455	3,985	4,522	収入を充当

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ参加人数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	924	26年度	859	27年度	891
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		現在の参加者は、固定化されてきているものの、事業内容の多種多様化を図ることにより、対象者の参加意識啓発を図っている。 例 体操・茶話会・情報交換会・手作り教室 他								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	震災復興住宅のみの対応であるが、高齢者世帯の継続した巡回訪問やコミュニティづくり及び生きがいづくりを目的とした「ひろば事業」は見守り・閉じこもり防止策として制度的には有効である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	高齢化率の高い災害復興公営住宅において、認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加している中、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が生じていることに対する支援を目的としている事業であり、受益者負担になじむものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県(県・市町生活支援協議会)と該当市が契約を締結している事業であり、各市とも業務として災害復興公営住宅に高齢者自立支援ひろばを設置・運営し、高齢者の見守り機能、健康づくり機能、コミュニティ支援機能、支援者間のプラットフォーム機能を提供しているもので、同じ内容の事業を委託されている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	ひろば事業は、県から受託している事業であり、嘱託職員で対応している。平成29年度以降の事業継続については財源となる災害復興基金が底をついていることもあり、現行の事業継続は難しい見込。基金補助終了後、市の事業として移管することよりも、他施策と重複しているため、他施策活用した見守りやコミュニティの形成等が確保できると判断し、新規政策としては行わない考えである。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像	○					現在は、行政と地域住民等の協働により運営しているが、目標は、地域住民等による自主運営ができる基盤・体制を構築していくことである。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状			●																							
将来像	○																									

⑧ 総合評価

総合評価	改善	ひろば事業は、住宅居住者及び周辺住民等が参加し、参加者相互の仲間づくりや情報交換を行うとともに、いろいろな相談もできる交流の場である。参加者数は下降傾向であり、固定化しつつあるが、住民の孤独化防止等の役割を果たしている。また、SCSの活動として、ひろば設置住宅を含め市内15復興住宅等の高齢者世帯に対し巡回相談を行っている(LSA対応世帯、生活保護世帯は除く)。平成28年度は、事業内容の「見守り機能」「コミュニティ機能」を他事業や他機関に繋ぐことに取り組み、平成29年度には地域活動に転換していくことを進める。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	本事業は、阪神・淡路大震災復興基金による事業で、県からの受託事業である。平成29年度以降は、財源の基金が底をついたため県が事業継続について検討中(縮小の可能性もあり)であるが、本市では「ひろば事業」を他事業や他機関に繋ぐことにより地域活動に変換する方向で検討を進める。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	緊急通報システム普及促進等事業費 30BQ	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市緊急通報システム普及促進事業実施要綱	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成3年度	款	15 民生費
施策	07 高齢者支援	項	05 社会福祉費
		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	高齢化の進展を見据え開始されたものであり、一人暮らしの高齢者等に急病や事故等の緊急時に、ボタンを押せば相談センターにつながる発信機等を貸与することで、当該高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。																			
対象 (誰を・何を)	・65歳以上の高齢者単身世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級を所持する障害者単身世帯 等																			
求める成果 (どのような状態にしたいか)	単身高齢者等の日常生活における不安解消と安全確保を図るとともに、近隣住民と高齢者のつながりを深め、地域の力を借りながら見守り活動の一翼を担う。																			
事業概要	緊急時にペンダント等のボタンを押すことで、相談センターとのハンズフリーによる会話ができ、必要があると判断された場合は、登録された近隣協力員や救急に通報されるもの。また、緊急対応があった場合は、その後の継続的なフォロー、協力者への対応等あと処理も必要であり、単に機器を貸し出すのみにとどまらないことから、地域との関わりが深い尼崎市社会福祉協議会に委託を行っている。																			
実施内容	【実施方法】 ①(社福) 尼崎市社会福祉協議会に運営業務を委託 ②日本パナユーズ(株)に受信センター業務を委託 【利用者自己負担】																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B 生計中心者が市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C 生計中心者が市町村民税課税世帯</td> <td>全額(1,008円)</td> </tr> </tbody> </table>	利用者世帯の階層区分	利用者負担額(月額)	A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	B 生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円	C 生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(1,008円)											
	利用者世帯の階層区分	利用者負担額(月額)																		
	A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円																		
B 生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円																			
C 生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(1,008円)																			
※平成27年度から利用料の算定基準が市町村民税になった。																				
【設置台数及び利用状況】																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置台数</th> <th>緊急対応件数</th> <th>通報・その他</th> <th>総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>547</td> <td>244(48)</td> <td>313</td> <td>557</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>514</td> <td>248(37)</td> <td>365</td> <td>613</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>511</td> <td>300(67)</td> <td>375</td> <td>675</td> </tr> </tbody> </table>	設置台数	緊急対応件数	通報・その他	総件数	平成25年度	547	244(48)	313	557	平成26年度	514	248(37)	365	613	平成27年度	511	300(67)	375	675
設置台数	緊急対応件数	通報・その他	総件数																	
平成25年度	547	244(48)	313	557																
平成26年度	514	248(37)	365	613																
平成27年度	511	300(67)	375	675																
	※( )内は救急搬送																			
	【主な通報内容】 ・ベッドからの落下 ・体調不良を訴えたが協力員の訪問で落ち着いた。 ・一人で不安を感じたが機械で対話しているうちに安心した。																			

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	24,152	18,042	17,779	
委託料	24,152	18,042	17,779	運営業務委託料
人件費 B	2,293	2,586	2,609	
職員人工数	0.29	0.33	0.33	
職員人件費	2,293	2,586	2,609	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	26,445	20,628	20,388	
C 国庫支出金の財源				
市債				
その他	406	469	435	利用者自己負担金を充当
一般財源	26,039	20,159	19,953	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	547	26年度	514	27年度	511
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 必要の高齢者等に対し必要に応じて設置するものであり、数値的な目標の設定はない。単身高齢者等の日常生活において緊急時の不安解消と安全確保を図るという事業目的は達成できていると考える。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢化が進行する現状において、高齢者の在宅生活を支援する当事業は重要な位置づけにあると考えられる。特に、近年単身高齢者が増加していることから、緊急時に救急要請が簡易にできる体制整備を強化することが求められている。さらに、今後もこの傾向は進んでいくことが確実であることから、当事業の必要性はますます高くなると判断できる。また、様々な制度を活用し、援助が必要となる可能性の高い高齢者を地域で把握しフォローしていく体制は、今後地域福祉の観点から非常に重要である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	利用者世帯の階層区分	利用者負担額(月額)
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
		B 生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円
		C 生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(1,008円)

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	宝塚市・川西市においてはアナログ回線のみで実施(通信の確実性の確保が充分でないことが理由)。西宮市・伊丹市・三田市・芦屋市はデジタル回線の対応も実施。 【参考: 西宮市】 対象者: おおむね65歳以上の単身又は高齢者のみの世帯等で常に見守りが必要な方 窓口: 民生委員(社会福祉協議会も可) 利用料: 市県民税所得割以上380円/ヶ月(固定額)
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 ■ 一部 □ 無	委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	運営業務: 尼崎市社会福祉協議会に委託 利用決定: 尼崎市
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容	利用決定については行政が決定し、責任を持って高齢者の生活安全に努めることが望ましい。	

⑧ 総合評価

総合評価	維持	緊急事態発生時の救護体制を確立することにより、緊急時における不安を解消し、安心した在宅生活が送れるようにする目的の妥当性は高い。また、緊急性の高い疾病を有する単身高齢者等、設備設置のニーズは高いため今後も継続が必要である。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	当事業は、日常生活における不安解消の役目を担うことで成果が得られている。運営方法においては平成27年度から、昨今の電話回線の多様化に応じてデジタル回線への対応等の一部改善をしている。また、利用料算定基準を所得税から市民税へ変更し、それに伴い、社会福祉協議会への委託料も一定減額した。委託先については、高齢者の日常生活支援において、多岐に渡るノウハウをもつ社会福祉協議会が妥当である。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護保険サービス事業者指定等事業費	30EB	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	裁量的
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成23年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。
対象(誰を・何を)	介護保険サービス事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	適正な判断で事業者指定等を行うことにより、事業者の適正な運営の確保、利用者へのサービスの質の向上を図る。
事業概要	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。
実施内容	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、指定権限が平成24年4月1日に中核市に移譲された。このため、都道府県が処理していた指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。 平成27年度 指定件数 141件 (内訳) 居宅サービス事業所 53件 介護予防サービス事業所 53件 居宅介護支援事業所 22件 介護老人福祉施設 1件 地域密着型サービス事業所 8件 地域密着型介護予防サービス事業所 4件

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,178	1,313	1,550	
旅費	82	4	149	職員旅費
需用費	189	177	169	事務消耗品
使用料及び賃借料	907	1,063	1,232	システム使用料
備品購入費	0	69	0	
人件費 B	13,494	31,146	53,758	
職員人工数	0.56	2.64	4.14	
職員人件費	4,427	20,922	33,112	
嘱託等人件費	9,067	10,224	20,646	
合計 C(A+B)	14,672	32,459	55,308	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	4,141	4,089	5,194	手数料
一般財源	10,531	28,370	50,114	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	介護保険サービス事業者指定件数(成果指標の設定が困難なため、指定件数を活動指標として設定している)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	183	26年度	161	27年度	141
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		介護保険サービス事業者の指定、更新申請等について、適切に審査を行い指定した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険サービス事業者の指定業務については、平成24年4月より都道府県から中核市に権限が移譲されており、当市において業務を担う必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	申請種別に応じて、尼崎市介護保険条例に定められた手数料を徴収している。
----------	--	-------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	性質上、市が行う業務である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	本市における事業者への指導では、事業者の資質向上を図るため、指定申請時や更新申請時に人員基準等を再確認するためのチェックシートを提出する等、法令順守に向けた周知を実施しているが、十分とは言えない。今後も資質の向上に向け課題を抽出し、効果的な手法を検討する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	個々の職員の判断に齟齬が生じないよう、ミーティング等で判断基準の刷り合わせを行っている。また、そこでの議論の要旨や、厚労省等に確認を行った情報などを電子データで記録するようにし、共有ファイルで保存している。一律な判断ができるよう、職員が判断に迷った時に検索できるような環境を整えた。今後も引き続き、効率的な手法を模索していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	ねたきり老人理美容サービス事業費 335A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市ねたきり高齢者理容・美容出張サービス	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和50年度／昭和56年	款	15 民生費
施策	07 高齢者支援	項	05 社会福祉費
		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	ねたきりの高齢者に対して理美容の出張サービスを行うことにより慰安・激励と福祉の増進を図る。
対象 (誰を・何を)	介護保険で要介護4又は5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者で、非課税世帯に属し、かつ、申請前の1年間において介護保険サービス(7日間以内のショートステイを除く)を利用していないもの
求める成果 (どのような状態にしたいか)	寝たきり高齢者の健康管理、保健衛生の向上。
事業概要	寝たきり高齢者に対して健康管理、保健衛生の向上のため理美容の出張サービスを実施することにより、寝たきり高齢者の慰安、激励と福祉の増進を図る。
実施内容	<p>&lt;サービス内容(理美容)&gt; 寝たきり高齢者に対して、各家庭へ理容師・美容師を派遣し、理容・美容の出張サービスを実施する。</p> <p>&lt;利用実績&gt; 平成22年度 62回 平成23年度 42回 平成24年度 27回 平成25年度 23回 平成26年度 17回 平成27年度 16回</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	34	32	34	
委託料	34	32	34	
人件費 B	2,563	2,627	2,604	
職員人工数	0.36	0.49	0.51	
職員人件費	2,451	2,440	2,454	
嘱託等人件費	112	187	150	
合計 C (A+B)	2,597	2,659	2,638	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	2,597	2,659	2,638	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用回数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）						単位	回			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	23	26年度	17	27年度	16
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	ほぼ前年どおり。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	寝たきりの高齢者に対して、健康管理及び保健衛生の向上のため理・美容の出張サービスを行うことにより慰安と激励と福祉の増進を図る。寝たきり高齢者等の快適な環境と衛生的な生活の保持を支援し、在宅福祉の向上を図る。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	寝たきりの高齢者に対し、慰安と激励と福祉の向上を図ることを目的としているため、受益者負担及び見直しの必要性なしと考える。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業の実施がない近隣自治体として当該が把握しているものは、次のとおりである。 西宮市
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	理美容実施にかかる業務は尼崎環境衛生協会に委託している。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 環境衛生協会に委託している。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧ 総合評価

総合評価	維持	寝たきりの高齢者に対して、健康管理及び保健衛生の向上のため理・美容の出張サービスは、高齢者の慰安・激励と福祉の増進を図るためには不可欠である。なお、平成26年度に事業対象者の要件に「非課税世帯に属し、かつ、申請前の1年間において介護保険サービス(7日間以内のショートステイを除く)を利用していないもの」を追加している。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成26年度に事業見直しを行った。引き続き寝たきり高齢者を取り巻く状況の変化等を注視していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	老人福祉施設措置費	335K	事業分類	法定事業
根拠法令	老人福祉法		事業区分	裁量的
個別計画	-		会計	01 一般会計
事業開始年度	-		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	概ね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者に対して、老人福祉法に基づき、対象高齢者を養護老人ホームに入所措置し、入所先の施設に対して所定の措置費を支払う。
対象(誰を・何を)	概ね65歳以上で、身体・精神・環境上及び経済的理由により、居宅生活が困難な者(ADLは基本的に自立していること)
求める成果(どのような状態にしたいか)	居宅生活が困難な高齢者が安心して生活できるようになる。
事業概要	本人・家族、関係者等から相談、申請を受理し、本市の入所判定委員会にて承認を得た後、本人と施設とのマッチングを行い、入所となる。入所後は、市は入所者から収入に応じて自己負担金を徴収し、施設に対しては、一定の生活費・事務費等のいわゆる措置費を支払う。
実施内容	<p>1 養護老人ホーム措置者(入所者)数について (年間延べ人数、()内は1か月平均、直近3年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度 市外施設 502人(42人) 本市長安寮 550人(46人) 合計 1,052人(88人)</li> <li>平成26年度 市外施設 482人(41人) 本市長安寮 568人(47人) 合計 1,050人(88人)</li> <li>平成27年度 市外施設 434人(36人) 本市長安寮 508人(42人) 合計 942人(78人)</li> </ul> <p>2 養護老人ホーム措置費の内訳(単位:円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度 生活費等 55,085,334 事務費 130,043,061 介護保険料加算 537,008 介護サービス加算 2,484,662 他 327,594 合計 188,477,659</li> <li>平成26年度 生活費等 54,911,273 事務費 131,280,423 介護保険料加算 436,256 介護サービス加算 1,798,921 他 335,586 合計 188,762,459</li> <li>平成27年度 生活費等 48,697,971 事務費 119,304,288 介護保険料加算 356,660 介護サービス加算 1,768,393 他 944,694 合計 171,072,006</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	188,762	171,072	186,936	
扶助費	188,762	171,072	186,936	
人件費 B	4,447	4,071	4,272	
職員人工数	0.38	0.33	0.88	
職員人件費	4,447	4,071	4,272	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	193,209	175,143	191,208	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他	48,437	40,056	46,242	入所者自己負担金
一般財源	144,772	135,087	144,966	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	事務処理の効率化「年間措置費支払日数14/実際の支払日数」(居宅生活困難高齢者の数と当該事業がどれほど寄与しているかが把握困難なため活動目)							単位	%	
目標・実績	目標値	90	達成年度	毎年度	25年度	88	26年度	93	27年度	82
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 請求書の様式不備等により施設に再提出を求めることが多かったため、支払日数が目標よりやや多くなってしまった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	老人福祉法及び同法による措置費の徴収等に関する規則に基づき定められた階層区分に従って負担金を徴収している。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	老人福祉法第11条に、市町村が措置を探らなければならないと定められている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 入所措置決定や措置費の支払、負担金の徴収等は行政の業務である。

⑧総合評価

総合評価	維持	老人福祉法に基づく養護を必要とする高齢者の措置事業は、引き続き必要である。
------	----	---------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	既入所者の高齢化の進展により、ADLの低下や死亡等による退所者数が増加し、27年度は再び減少傾向に転じた。 将来的には、現在増加している非正規雇用者等が高齢化することにより、年金収入がないか、あるいは少ない高齢者が増えること、また、日本人の平均寿命は延び続けていることから、措置が必要な高齢者は今後も一定なくなると思われる。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	日常生活用具給付事業費	336K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者日常生活用具給付事業要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和54年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	防火の配慮や見守りが必要な高齢者に日常生活用具を給付することによって在宅生活の維持を図る。
対象 (誰を・何を)	65歳以上のねたき高齢者及び単身高齢者等。
求める成果 (どのような状態にしたいか)	防火の配慮や見守りが必要な高齢者の在宅生活の維持を図る。
事業概要	65歳以上のねたき高齢者及び単身高齢者等に対し日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、老人福祉の推進に寄与する。
実施内容	市内に居住する65歳以上の高齢者で ①電磁調理器においては、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者。 ②火災警報器、自動消火器においては、65歳以上の寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯であり、生計中心者が市民税非課税世帯又は生活保護世帯。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	107	205	261	日常生活用具の給付
扶助費	107	205	261	
人件費 B	1,344	1,427	1,440	
職員人工数	0.17	0.18	0.18	
職員人件費	1,344	1,427	1,440	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,451	1,632	1,701	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,451	1,632	1,701	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	給付件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）							単位	件		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	16	26年度	19	27年度	19
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	申請に対して給付を行うものであって目標値の設定はない。単身高齢者世帯等の増加により、防火の配慮が必要な高齢者が急増している現状において、防火の配慮や見守りが必要な高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより在宅生活の維持が図られた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	火の始末に不安があるものの、在宅生活を継続したい高齢者が、電磁調理器等の給付を必要としている。また防火に配慮することにより、近隣住民や家族の不安解消となり、高齢者自身も安心して在宅生活を維持することができる。在宅での生活は、高齢者の自立意欲を維持し、要介護状態への進行を防ぐ効果がある。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所得に応じて受益者負担あり
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市においては、実施内容に概ね相違なし。
---------------	-----------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	給付品の配達・納入等を入札により決定した民間業者に委託しており、申請に基づく調査・決定等は市が行っているが、給付件数が少なく、調査を委託すれば更に経費が必要になると見込まれる。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	給付対象者の調査、決定においては、行政主体となり高齢者の生活の安全に努めることが望ましい。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧ 総合評価

総合評価	維持	日常生活用具の給付によって、高齢者本人だけでなく、家族やまわりの住人の不安解消へつながり、在宅生活の維持が図れるため今後も継続が必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	所得要件について、申請時の負担軽減のため、所得税から市民税へ移行しようと準備している。防火の配慮や見守りが必要な単身高齢者が増加する中で、日常生活用具の給付に対する需要は増える傾向にあり、災害発生年度には申請件数が増える等、給付件数の見込みが難しい。高齢者本人だけでなく、家族やまわりの住人の不安解消にもつながり、在宅生活の維持が図れるため、今後も継続が必要である。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	老人医療費助成事業費	337A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和46年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	福祉医療課
所属長名	今井 雅雄		

① 事業概要

事業実施趣旨	所得金額の低い高齢者家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、高齢者の方が疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象 (誰を・何を)	健康保険に加入する65歳から69歳までの高齢者の市民(所得制限あり)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	65～69歳の高齢者の市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分(一部負担金相当額を除く)を助成する。(所得制限あり)
実施内容	健康保険に加入する65歳から69歳までの高齢者の市民を対象に医療費の一部を助成。 (所得制限額・市民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下) 平成24年6月末で市単独事業を廃止。 県行革に伴い、平成26年7月より、自己負担割合・負担限度額を改正。 (平成26年6月までの対象者については経過措置として70歳まで改正前の自己負担割合等とする。)  <対象者数及び年間助成総件数> 平成23-3,231人・85,985件、平成24-1,486人・42,231件、平成25-707人・20,574件、平成26-603人・16,244件、平成27-1,275人・34,196件 <平成27年度実績> 年間助成総額: 169,297千円

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	55,548	175,010	88,163	
需用費	98	494	569	受給者証関係等の消耗品費
役員費	38	36	38	文書引継ぎ等運搬費
委託料	3,365	5,183	4,606	事務委託料
扶助費	52,047	169,297	82,950	年間助成総額
人件費 B	6,551	13,119	10,196	
職員人工数	1.06	1.05	1.18	
職員人件費	5,724	7,376	8,380	
嘱託等人件費	827	5,743	1,816	
合計 C (A+B)	62,099	188,129	98,359	
C 国庫支出金				
- 県支出金	25,229	64,100	43,132	老人医療費補助金(補助率:1/2)
- 市債				
- その他				
- 一般財源	36,870	124,029	55,227	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	1件当たりの医療費助成額 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	円	
目標・実績	目標値	2,440	達成年度	28年度	25年度	3,258	26年度	3,204	27年度	4,951
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った 1件当たりの医療費助成額が目標値を上回ったことから、受給者が負担すべき額(保険診療医療費の3割相当額から一部負担金を除いた額)を抑えることができ、本人及びその家庭のさらなる満足度につながった。今後も経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	疾病の可能性が高い高齢者は医療機関での受診機会が多く、医療費の一部を助成することによって、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担の軽減や疾病の早期発見等に寄与している。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は経済的負担を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と一部負担金を阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較すると、一部負担金、所得制限とも平均水準である。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	福祉医療費請求書の審査、医療費支払事務及びそのデータ作成業務を専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会へ、医療機関等への事務処理費の支払業務を兵庫県福祉医療処理事務所等へ、また、受給者証印刷・封入封かん業務を市内業者へ委託可能であり、既に実施済みである。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	県の制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧ 総合評価

総合評価	維持	医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。しかし、医療費助成制度の内容が複雑であり、市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	高齢者軽度生活援助事業費	337N	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者軽度生活援助事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成15年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の単身高齢者等の自立した生活の継続を可能にするのと同時に、要介護状態への進行を防止する。
対象（誰を・何を）	本市で在宅生活を営む概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これらに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要と認める者
求める成果（どのような状態にしたいか）	在宅の単身高齢者等の自立した生活の継続を可能にするのと同時に要介護状態への進行を防止するための一助とする。
事業概要	対象高齢者が在宅生活を営むために必要であると認められた軽易な日常生活上の援助を行う。
実施内容	対象者に対し、一般的な生活援助サービスを提供する。要支援・要介護の認定を受けているものは介護保険制度を優先させる。 1時間250円・週2時間まで。（平成24年6月までは1時間190円・週4回まで）生活保護世帯無料 ●介護保険未申請・非該当で日常生活上援助を必要とする人 下記の項目の内、利用できるのは①～⑨ ●介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている人（介護保険認定申請中も含む） 下記の項目の内、利用できるのは④⑤⑦⑧⑨のみ （サービス内容） ①外出・散歩の付添いなど、外出時の援助 ②宅配の手配、食材の買物など食事・食材の確保 ③寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物の搬出入 ④庭・生け垣・庭木等家周りの手入れ ⑤家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等 ⑥家屋内の整理・整頓 ⑦朗読・代読など目が不自由な方に対する援助 ⑧台風時等自然災害への防備 ⑨その他単身高齢者等に生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	6,329	5,534	6,084	
委託料	6,329	5,534	6,084	業務委託料
人件費 B	2,264	3,034	3,038	
職員人工数	0.32	0.47	0.48	
職員人件費	2,208	2,941	2,963	
嘱託等人件費	56	93	75	
合計 C (A+B)	8,593	8,568	9,122	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	8,593	8,568	9,122	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用時間数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）						単位	時間			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	8,859	26年度	8,053	27年度	7,098
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 利用者の状況に合わせた事業の提供を行った。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	増加する単身高齢者や老老世帯等において、日常生活上の軽易な援助を行うことで、要介護状態への進行を防止し、在宅生活を維持させることができる。介護保険サービスでは利用できない内容等の軽易な生活援助を当事業で行うことにより、要介護状態への悪化を防ぎ、自立した在宅生活の維持が図れる。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 生活保護世帯以外の世帯については、利用者負担有。平成24年7月から1時間単価と利用時間数の見直しを行った。1時間190円→250円 週4時間→週2時間
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間各市で実施している単価・利用時間数に合わせて、今回の時間単価と時間数の見直しを図った。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無 尼崎市シルバー人材センターに委託している。(アセスメントに関しては、平成24年度から地域包括支援センターに委託)
委託等の可能性	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像 内容 尼崎市シルバー人材センターへ委託している。

⑧ 総合評価

総合評価	維持 当事業を利用することにより、在宅の単身高齢者等の自立した生活の継続を可能にするのと同時に要介護状態への進行を防止するための一助となっている。平成24年度に、単価、利用時間数の見直しを行った。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	当事業の継続の必要性は高いが、利用者の介護保険サービス利用内容との兼ね合いから、利用者やサービス内容を決定、判断するのが困難な場合がある。また、既に平成24年度7月1日から生活保護以外の世帯について一時間あたり単価190円を250円に、利用時間の限度を週4時間から2時間に見直しを行った。 なお、本事業の一部を平成29年度に開始する介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けて実施することについて、引き続き検討を行う。
--------	---



# 平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	尼崎市高齢者等見守り安心事業費	338M	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成21年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

## ① 事業概要

事業実施趣旨	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。
対象 (誰を・何を)	活動を実施することになった地区内に居住する住民で、見守りを希望した65歳以上のみで構成される高齢者世帯
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地域の高齢者が孤立化することなく、地域住民として安心して暮らせる地域の創造
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、単身高齢者及び高齢者世帯等について見守り体制を構築するものである。また、当該事業については国事業である安心生活創造事業のモデル都市として補助制度を活用した中で、その推進を図る。
実施内容	見守りを実施することになった地区(概ね連協圏域)では、その地域を担当する社協を中心に民協、婦人会、老人クラブなどからなる見守り安心委員会を設置し、見守りを希望する単身高齢者等への定期的な訪問や随時の声かけ、あるいは外観等からの見守りを実施する。見守りを希望しなかった方に対しても、客観的に見守りは必要であると判断できる場合については、継続して見守りに対する声かけを行っていきなど、その地域独自の見守り体制の構築を行っている。 【事業実施地区実績】 平成21年度 2地区 平成22年度 6地区 平成23年度 16地区 平成24年度 23地区 平成25年度 32地区 平成26年度 35地区 平成27年度 39地区 平成28年3月31日現在 登録希望者数:4,335人 活動員数:1,796人 【見守り協定事業所】 平成27年3月31日現在 4事業者

## ② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	10,592	10,891	11,899	
需用費	611	546	224	トナー等事務用品
委託料	9,981	10,345	11,675	見守り事業委託料
人件費 B	6,167	6,657	4,635	
職員人工数	0.78	0.84	0.66	
職員人件費	6,167	6,657	4,635	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	16,759	17,548	16,534	
C 国庫支出金の財源内訳				
県支出金				
市債				
その他	240	1,140	1,230	市民福祉振興基金繰入金より
一般財源	16,519	16,408	15,304	

## ③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	見守り事業に取り組む地区数(成果指標の設定が困難であるため、活動指数を設定)							単位	地区	
目標・実績	目標値	56	達成年度	29年度	25年度	32	26年度	35	27年度	39
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 年間6地区の新規地区区立上を目標値としていたが、平成27年度については4地区の実施にとどまった。									

## ④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	今後においても、高齢化が進展するとともに、単身高齢者世帯も増加傾向にある。それに伴う高齢者に対する虐待、引きこもりや認知症の増加など高齢者に関わる様々な問題が生じてくる。特に一人暮らしの人々については、意識的に見守りを行う等、周囲からの働きかけにより、様々な問題の深刻化を防止できる可能性がある。 本事業を通じて、見守りを希望する高齢者に対し、社協・民協を中心とした様々な地域資源からなる「見守り推進員」及び「見守り協力員」による定期的な声かけや訪問活動、外観等からの見守り活動を行うことで、地域における横のつながりができ、安心して暮らせる地域社会が構築されると考えている。
---------	--

## ⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、ボランティアによる高齢者等の見守りという事業の性質から、受益者負担を求めることは、本事業の主旨になじまないものである。
見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市において、本市のように地域で見守り安心委員会を設置し地域住民が活動者となり、見守りを実施するような事例はない。 近隣他都市の見守りの事例としては、本市でも実施しているが、見守り協定を事業所と締結し、見守り体制の構築を行っている。
---------------	--

## ⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	尼崎市高齢者等見守り安心事業については、尼崎市社会福祉協議会に業務委託し、協働で取り組んでいる。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

## ⑧ 総合評価

総合評価	<b>維持</b> 事業に対する理解と協力を得られた結果、実施地区内での地域団体などの様々な地域資源からなる見守り推進員及び協力員による見守り活動が実現した。
------	--

## ⑨ 改善の方向性

今後の改善策	見守り活動実施地区の新規立ち上げが年々困難になってきているため、今後未実施地区に対して、どのようにして支援し新規立ち上げにつなげていくかを事業受託先である尼崎市社会福祉協議会と連携し、検討していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	軽費老人ホーム運営費補助金	338Q	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	老人福祉法第20条の6		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成21年度(中核市移行に伴い委譲)		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	中核市移行に伴い県から委譲された事務である。当補助金を交付することで軽費老人ホームの健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上を図る。																		
対象(誰を・何を)	軽費老人ホームに入所する者に対するサービスの提供に要する費用の減免を行った社会福祉法人等																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	老人福祉行政の円滑な推進を図るために設置・運営をする社会福祉法人に対して運営補助を行うことにより、軽費老人ホームの健全な育成を図る。																		
事業概要	社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、設置及び運営基準等に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費分の補助を施設運営法人に対し交付する。																		
実施内容	<p>軽費老人ホームを運営する社会福祉法人が、入居者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費に対して運営補助を行う。</p> <p>(補助対象施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>法人名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ケアハウス サンホームあまがさき</td> <td>社会福祉法人 博愛福祉会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ロータス・ガーデン</td> <td>社会福祉法人 あかね</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ケアハウス ほがらか苑</td> <td>社会福祉法人 ほがらか会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ふれ愛花みずき</td> <td>社会福祉法人 平成会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>らくらく苑</td> <td>社会福祉法人 テンダー一会</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	法人名	1	ケアハウス サンホームあまがさき	社会福祉法人 博愛福祉会	2	ロータス・ガーデン	社会福祉法人 あかね	3	ケアハウス ほがらか苑	社会福祉法人 ほがらか会	4	ふれ愛花みずき	社会福祉法人 平成会	5	らくらく苑	社会福祉法人 テンダー一会
No.	施設名	法人名																	
1	ケアハウス サンホームあまがさき	社会福祉法人 博愛福祉会																	
2	ロータス・ガーデン	社会福祉法人 あかね																	
3	ケアハウス ほがらか苑	社会福祉法人 ほがらか会																	
4	ふれ愛花みずき	社会福祉法人 平成会																	
5	らくらく苑	社会福祉法人 テンダー一会																	

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	61,324	60,977	64,107	
負担金補助及び交付金	61,324	60,977	64,107	運営法人への補助
人件費 B	474	535	540	
職員人工数	0.06	0.07	0.07	
職員人件費	474	535	540	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	61,798	61,512	64,647	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他一般財源	61,798	61,512	64,647	

(単位:千円)

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	補助対象法人 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	法人数				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	5	26年度	5	27年度	5
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 老人福祉行政の円滑な推進に資するために設置・運営をする社会福祉法人に対して運営補助を行うことにより、軽費老人ホームの健全な育成を図る。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	老人福祉法第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」、(平成20年厚生労働省令107号)及び平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」に定めがあるもののほか、必要な事項を定めており、軽費老人ホームの健全な育成を図っている。運営に要する費用のうち、設置及び運営基準等に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費を補助対象とし、入居者の選定において各法人に不利益が生じないよう運営補助することにより、所得による入居者選定を避け、施設運営の健全な育成を図る。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	老人福祉法第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」、(平成20年厚生労働省令107号)及び平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」に定めがあるのとおり実施されており、補助内容については、他自治体による相違はない。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	補助金の支出に伴う事務処理のみのため委託の余地はない。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	補助金の支出に伴う事務処理のみのため委託の余地はない。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧ 総合評価

総合評価	<p><b>維持</b></p> <p>中核市移行に伴い県から委譲された事務である。当補助金を交付することで軽費老人ホーム運営の健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上に資することができるため、今後も継続することが必要である。</p>
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も減免した軽費老人ホームに対して補助金の交付による運営補助を継続することにより、軽費老人ホームの健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上を図る。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	老人福祉施設敷地借地料補助金	338R	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市老人福祉法人助成条例第2条、尼崎市社会福祉法人助成条例施行規則第9条、社会福祉法人の行う事業の追加指定について(告示)、尼崎市老人福祉施設敷地借地料補助要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成11年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	補助対象法人であるサンブラザ平成は老人デイサービスセンター同敷地内において老人保健施設も経営しており、これにかかる借地料は健康福祉局保健企画課より補助金として助成している。
対象(誰を・何を)	社会福祉法人サンシャイン デイサービスセンターサンブラザ平成
求める成果(どのような状態にしたいか)	補助金交付による対象法人の負担軽減と老人福祉の増進を図る。
事業概要	老人福祉法で規定する老人デイサービスセンター等を開設するに当たり、当該施設敷地の土地を借地した場合において、その借地料を補助する。
実施内容	老人福祉法で規定する老人デイサービスセンター等に対する借地料補助。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,161	2,161	2,161	
負担金補助及び交付金	2,161	2,161	2,161	
人件費 B	237	240	270	
職員人工数	0.03	0.03	0.03	
職員人件費	237	240	270	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,398	2,401	2,431	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,398	2,401	2,431	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	補助対象法人（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）		単位	法人数
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			年度	25年度
				1
			26年度	1
				1
			27年度	1
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 補助金交付により対象法人の負担軽減と老人福祉の増進を図れた。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市の公募制により補助対象法人を決定した経過があり、補助対象法人であるサンブラザ平成は老人デイサービスセンター同敷地内において老人保健施設も経営しており、これにかかる借地料は同局保健企画課より補助金として助成しているため、今後も一体的に補助を行う必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	市の公募制により補助対象法人を決定している。
---------------	------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	社会福祉法人等が行う施設整備等に対して補助を行っている。

⑧総合評価

総合評価	維持	当事業補助対象法人であるサンブラザ平成は老人デイサービスセンターの同敷地内において老人保健施設も経営しており、これにかかる借地料は同局保健企画課より補助金として助成しており、一体的に補助を行うことで効果を高めている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	補助対象法人であるサンブラザ平成は老人デイサービスセンターの同敷地内において老人保健施設も経営しており、これにかかる借地料は同局保健企画課より補助金として助成しており、一体的に補助を行ってきたが、老健施設の補助が平成29年度に終了予定であるため、本補助金についても整理を行う方向で法人と調整する。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	特別養護老人ホーム等整備事業費 (債務負担分を含む。)	3342	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市社会福祉法人特別養護老人ホーム等補助金交付要綱		事業区分	義務等
個別計画	介護保険事業計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成11年度(債務負担)平成21年度(整備事業)		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	(整備事業)介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの整備事業に対し、その建築費の一部を補助する。(債務負担)社会福祉法人が社会福祉医療事業団等から借り入れた特別養護老人ホーム等の整備費について、償還金相当分を分割で補助する。(平成11年度、平成12年度のみ実施)
対象 (誰を・何を)	市民(主に高齢者)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	(整備事業)第5期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームの整備を確実にを行うことで、在宅等で特別養護老人ホームの入所を希望している待機者の解消を図る。(債務負担)平成32年で補助金支払済済。
事業概要	(整備事業)第5期介護保険事業計画に基づき公募を行い、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会にて選定された社会福祉法人に対し、施設整備に際してその建築費の一部を補助する。(債務負担)社会福祉法人が事業費の一部として、市補助金の全部又は一部を社会福祉医療事業団等で借り入れたことにより、その償還金相当額を20年を限度に償還が終了するまで分割補助する。
実施内容	(整備事業)第5期介護保険事業計画に基づき公募を行い、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会にて選定された社会福祉法人に対し、施設整備に際してその建築費の一部を補助する。なお、工事が複数年にわたる場合は、その出来高に応じて支払う。 【補助上限額】 特別養護老人ホーム @2,700千円×100床=270,000千円 ショートステイ @1,350千円×20床=27,000千円 合計 297,000千円 【平成27年度】 [平成26年度繰越し 40%、27年度現年 60%]社会福祉法人 神戸婦人同協会(特別養護老人ホーム80床・ショートステイ10床) 特別養護老人ホーム @2,700千円×80床×100%=216,000千円 ショートステイ @1,350千円×10床×100%=13,500千円 合計229,500千円 (債務負担)尼崎市社会福祉法人助成条例施行規則(昭和42年尼崎市規則第32号)社会福祉法人が、特別養護老人ホーム又は老人デイサービスセンターの老人福祉施設の新築、増築又は改築をしようとする場合において、当該工事に要する経費の一部を補助する。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	113,760	341,015	287,513	
負担金補助及び交付金	113,760	341,015	287,513	【27年度決算(内訳)】 (整備事業) 現年 137,700 繰越 91,800 (債務負担) 現年 111,515
人件費 B	3,162	2,981	3,149	
職員人工数	0.40	0.38	0.39	【28年度予算(内訳)】 (整備事業) 現年 178,200 繰越 0
職員人件費	3,162	2,981	3,149	(債務負担) 現年 109,313
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	116,922	343,996	290,662	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債		214,100	178,200	社会福祉施設整備事業債
その他一般財源	116,922	129,896	112,462	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	地域介護・福祉空間整備等事業費	3345	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市地域介護拠点整備費補助金交付要綱等		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市介護保険事業計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成21年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められているため、市内に小規模介護保険施設等を整備する法人に対してその経費の一部を補助する。
対象 (誰を・何を)	小規模介護保険施設等の整備を行う法人
求める成果 (どのような状態にしたいか)	第6期介護保険事業計画に定める地域密着型サービス事業所の整備を促す。
事業概要	介護保険事業計画に基づき公募を行い、選定委員会にて選定された法人に対し、施設整備に際してその①建築費(ハード設備)②開設準備に要する費用(ソフト整備)の一部を補助する。また、既存小規模施設が③消火設備(スプリンクラー等)を新たに設置する際にもその費用の一部を補助する。補助財源としては、国の地域介護・福祉空間等交付金及び県の地域介護拠点整備費補助金を活用。
実施内容	【平成27年度実績】 【国補助】 補助事業内容 単位:千円 施設整備 開設準備 補助(限度額) 単位 補助(限度額) 単位 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 無 単位 10,290 施設 施設数 決算額 0 0 【県補助】 補助事業内容 単位:千円 施設整備 開設準備 補助(限度額) 単位 補助(限度額) 単位 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 30,000 施設 621 床 施設数 決算額 0 0 地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特費) 4,000 床 621 床 1 122,003 認知症対応型通所介護(認知デイ) 10,000 施設 無 1 10,000 小規模多機能型居宅介護 30,000 施設 621 床 1 33,726 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5,000 施設 無 0 0 スプリンクラー整備補助(既存施設) 9 m 無 0 0 合計 165,729

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	48,133	165,729	439,213	
負担金補助及び交付金	48,133	165,729	439,213	【27年度決算】 現年 9,729 繰越 30,000 事故繰越 126,000
人件費 B	2,925	2,675	3,149	
職員人工数	0.37	0.34	0.39	【28年度予算】 現年 439,213
職員人件費	2,925	2,675	3,149	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	51,058	168,404	442,362	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債	3,130			地域介護・福祉空間整備等交付金(10/10)
市債	45,003	165,729	439,213	地域介護拠点整備補助金(10/10)
その他一般財源	2,925	2,675	3,149	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	3361	事業分類	ソフト事業
根拠法令	老福第168号大臣官房老人保健福祉部長通知 尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成9年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、単身高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう支援する。
対象 (誰を・何を)	シルバーハウジング入居者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	シルバーハウジングに入居している単身高齢者が、地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができる。
事業概要	災害復興公営住宅の整備に当たりハード及びソフト両面で高齢者に配慮したシルバーハウジングにすることにより、単身高齢者が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができるように支援する。災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い在宅生活を支援する。
実施内容	災害復興公営住宅等のシルバーハウジング入居者に対し生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、単身高齢者等の在宅生活を支援する。生活援助員(LSA)不在の夜間には社会福祉法人が委託した民間警備会社が緊急時に対応する。 【生活援助員(LSA)派遣住宅及び委託先】 派遣住宅名 シルバー住戸数 委託先法人名 LSA派遣人数(11人) 市営神崎北住宅 30戸(70戸) 阪神共同福祉会 1人(2団地) 市営久々知住宅 22戸(50戸) 阪神共同福祉会 県営水堂住宅 270戸(414戸) 長生福祉会 5人 市営西長洲北住宅 30戸(81戸) きらくえん 3人(4団地) 市営今福住宅 30戸(136戸) きらくえん 県営金楽寺住宅 32戸(71戸) きらくえん 市営潮江住宅 60戸(240戸) きらくえん 市営道意住宅 30戸(150戸) サンシャイン 1人 市営築地北住宅 30戸(120戸) ほがらか会 1人

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	34,975	5,491	0	
委託料	34,975	5,491		生活援助員派遣委託料 ※H27年度より人件費を地域支援事業に計上
人件費 B	2,530	2,496	0	※H28年度より事務費も地域支援事業に計上
職員人工数	0.32	0.32		
職員人件費	2,530	2,496		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	37,505	7,987	0	
C 国庫支出金	14,536			老人福祉費補助金(補助率1/2)
の 県支出金				被災高齢者自立生活支援
財源 市債				事業として実施
内 其他	44	14		※H27年度より国補助廃止
訳 一般財源	22,925	7,973	0	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	介護保険事業費会計繰出金	30F1	事業分類	内部管理事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成12年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	保険給付費に対する市の負担分のほか、地域支援事業費、職員給与と費等件費及び、事務的経費分について、一般会計から特別会計介護保険事業費へ繰出をする。																												
対象 (誰を・何を)	介護給付費等に係る法定負担部分等の制度運営に関する経費																												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	介護保険事業の運営を適正に行う。																												
事業概要	保険給付費に対する市の負担分のほか、地域支援事業費、職員給与と費等件費及び、事務的経費分について、一般会計から特別会計介護保険事業費へ繰出をする。																												
実施内容	<p>&lt;根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法第124条第1項・・・市町村は政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付費及び予防給付に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担する。</li> <li>介護保険法第124条第3項・・・市町村は政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担する。</li> <li>介護保険法第124条第4項・・・市町村は政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額に要する費用の額の100分の19.75に相当する額を負担する。</li> <li>介護保険法第124条第2号1項・・・市町村は政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第一号被保険者に係る保険者につき減額した額の総額を基礎を総額として、政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。</li> </ul> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護給付費繰出金</td> <td>4,228,494,212</td> <td>4,378,446,203</td> <td>4,679,434,000</td> </tr> <tr> <td>職員給与と費等繰出金</td> <td>672,085,476</td> <td>775,331,221</td> <td>816,221,000</td> </tr> <tr> <td>介護予防事業費繰出金</td> <td>4,122,048</td> <td>1,354,614</td> <td>1,583,000</td> </tr> <tr> <td>包括的支援等事業費繰出金</td> <td>67,264,623</td> <td>94,311,733</td> <td>103,849,000</td> </tr> <tr> <td>低所得者保険料軽減繰出金</td> <td>—</td> <td>114,872,043</td> <td>116,589,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,971,966,359</td> <td>5,364,315,814</td> <td>5,717,676,000</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	介護給付費繰出金	4,228,494,212	4,378,446,203	4,679,434,000	職員給与と費等繰出金	672,085,476	775,331,221	816,221,000	介護予防事業費繰出金	4,122,048	1,354,614	1,583,000	包括的支援等事業費繰出金	67,264,623	94,311,733	103,849,000	低所得者保険料軽減繰出金	—	114,872,043	116,589,000	合計	4,971,966,359	5,364,315,814	5,717,676,000
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																										
介護給付費繰出金	4,228,494,212	4,378,446,203	4,679,434,000																										
職員給与と費等繰出金	672,085,476	775,331,221	816,221,000																										
介護予防事業費繰出金	4,122,048	1,354,614	1,583,000																										
包括的支援等事業費繰出金	67,264,623	94,311,733	103,849,000																										
低所得者保険料軽減繰出金	—	114,872,043	116,589,000																										
合計	4,971,966,359	5,364,315,814	5,717,676,000																										

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	4,971,966	5,364,316	5,717,676	
繰出金	4,971,966	5,364,316	5,717,676	繰出金
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,971,966	5,364,316	5,717,676	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財源 市債				
内 其他				
訳 一般財源	4,971,966	5,364,316	5,717,676	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護保険利用者負担軽減対策事業費	339K	事業分類	法定事業
根拠法令	社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱		事業区分	義務等
個別計画	-		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成12年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	低所得者で、特に生計が困難である者に対して社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合、軽減分の2分の1を当該社会福祉法人等に助成することで、低所得者の経済的負担を軽減している。
対象（誰を・何を）	・市県民税非課税世帯のうち、生計困難者 ・総合支援法において、利用者負担0円でホームヘルプサービスを利用していた障害者（境界層※軽減措置が講じられなければ生活保護世帯となる所得層をいう。）
求める成果（どのような状態にしたいか）	低所得者については、介護保険制度において高額介護サービス等に特例を設けているが、これに加え、居住費や食費が自己負担となった施設給付の見直しに伴う低所得者及び障害者の利用者負担について、軽減措置を講じることで、必要なサービスが受けられるようにする。
事業概要	①低所得者で、生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行うことにより生じる法人負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。 ②障害者施策から介護保険制度に移行する高齢者等に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行うことにより生じる法人負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。
実施内容	① 社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置 ＜内容＞ 低所得者で、特に生計が困難である者に対して社会福祉法人が利用者負担の軽減を行う場合、当該社会福祉法人に軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。 ＜対象サービス＞ 社会福祉法人が実施する特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 ② 障害者総合支援法からの制度移行措置 ＜内容＞ 低所得世帯（生活保護境界層）であって総合支援法によるホームヘルプサービスを利用していた者について、当該サービスの利用者負担を0円とし、経済的負担の軽減を図る。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	315	303	327	
負担金補助及び交付金	315	303	327	補助金
人件費 B	2,379	3,476	3,413	
職員人工数	0.30	0.46	0.45	
職員人件費	2,024	2,872	2,804	
嘱託等人件費	355	604	609	
合計 C(A+B)	2,694	3,779	3,740	
C 国庫支出金の財源内訳				
県支出金	236	227	247	老人福祉費補助金(県3/4)
市債				
その他				
一般財源	2,458	3,552	3,493	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	老人保健施設用地取得利子等補給金	44BA	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市介護保険施設用地取得利子等補助金交付要綱		事業区分	義務等
個別計画	介護保険事業計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和63年度		款	20 衛生費
施策	07 高齢者支援		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	市内の介護老人保健施設を整備する費用の一部を負担することで、本市における介護老人保健施設の計画整備数(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より)の達成を促進するものであったが、事業開始当初の計画数は整備されており、現在は新規受付を中止している。
対象（誰を・何を）	介護老人保健施設を開設する医療法人等
求める成果（どのような状態にしたいか）	本市における介護老人保健施設の計画整備数を達成し、介護保険サービスが必要な方にサービスを提供していく。
事業概要	市内に開設する老人保健施設の建設を促進するため、介護老人保健施設を設置する法人で金融機関から融資を受けた者に対し、土地取得資金の借入利子の一部を補助する。
実施内容	補助対象となる法人等が土地取得・機械購入・長期運転の各資金融資を受けた場合の利子、または施設建設用地が借地である場合に、その借地料(1000㎡以内の土地の取得資金の融資を受け、元金均等方式で25年間返済したと仮定した場合における利子相当額)を5年以内で補助する。(※平成8年度中の開設施設については、旧要綱に基づき25年以内。) ※介護老人保健施設の設置促進のため利子補給制度を設けていたが、当初の促進策としての役割を終えたと判断し、平成15年度末で新規施設への利子補給制度を廃止した。ただし、利子補給中の施設および平成15年度開設の施設は、開設時の要綱に基づき継続する。 現在の対象施設は1施設のみ。(平成29年度で終了)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,839	1,839	1,840	
負担金補助及び交付金	1,839	1,839	1,840	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	396	374	379	
職員人工数	0.05	0.11	0.11	
職員人件費	396	374	379	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,235	2,213	2,219	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	2,235	2,213	2,219	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	給付関係事務経費	T01A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 総務費
施策	07 高齢者支援		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	保険給付業務に係る事務経費	
対象(誰を・何を)	介護サービス利用者及びサービス提供事業者	
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。	
事業概要	保険給付業務に係る事務経費	
実施内容	保険給付業務に係る事務経費及び委託料 1 実績について(平成27年度末 第1号被保険者数123,967人) 居宅介護サービス費 497,516件 地域密着型サービス 11,973件 施設介護サービス費 31,724件 福祉用具購入費 2,020件 住宅改修費 1,825件 居宅介護サービス計画費 203,201件 高額介護サービス等費 72,636件 審査支払手数料 740,126件 特定入所者介護サービス 32,972件 2 委託について 償還払い・高額介護サービス費審査事務 第三者行為求償事務 統計資料作成事務 システムデータ入力等業務	

	認定者数
要支援1	5,179
要支援2	4,697
要介護1	4,399
要介護2	4,403
要介護3	3,148
要介護4	2,745
要介護5	2,261
合計	26,832
認定率	21.64%

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	7,079	10,796	13,504	
旅費	35	16	79	職員旅費
需用費	1,366	2,570	3,196	消耗品等
役員費	3,460	5,409	7,306	郵送料
委託料	2,209	2,792	2,914	国保連委託料
使用料及び賃借料	9	9	9	介護給付費単位標準マスターライセンス
人件費 B	44,052	55,711	61,107	
職員人工数	4.54	4.67	3.71	
職員人件費	25,959	26,030	24,668	
嘱託等人件費	18,093	29,682	36,439	
合計 C(A+B)	51,131	66,507	74,611	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	51,131	66,507	74,611	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	資格関係事務経費	T01K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 総務費
施策	07 高齢者支援		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	介護保険法に基づく被保険者資格等の管理業務に係る事務経費	
対象(誰を・何を)	介護保険第1号被保険者及び要介護認定された第2号被保険者	
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護保険被保険者の適正な資格管理を行うことで、介護保険事業の安定的な運営を図る。	
事業概要	1 日次資格異動確認(転入・転出・死亡・住所氏名世帯変更等) 2 65歳到達による新規資格登録 3 被保険者証の交付及び発送 4 住所地特例者の管理 5 適用除外者の管理	
実施内容	実績について 平成27年度末 第1号被保険者数 123,967人 <ul style="list-style-type: none"> <li>●資格取得                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入 877件</li> <li>・65歳到達 6,775件</li> <li>・適用除外 4件</li> <li>・その他 81件</li> </ul> </li> <li>●資格喪失                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出 994件</li> <li>・職権喪失 39件</li> <li>・死亡 4,217件</li> <li>・適用除外 13件</li> <li>・その他 14件</li> </ul> </li> </ul>	

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,816	1,761	2,529	
需用費	1,098	946	1,496	消耗品等
役員費	718	815	1,033	郵送料
人件費 B	22,502	21,298	20,828	
職員人工数	3.23	3.30	3.38	
職員人件費	22,036	20,831	20,454	
嘱託等人件費	466	467	374	
合計 C(A+B)	24,318	23,059	23,357	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	24,318	23,059	23,357	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護保険制度普及啓発事業費	T021	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 総務費
施策	07 高齢者支援		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	65歳以上人口の増加により、介護保険被保険者は年々増加しており、介護保険制度に対する理解を深めるための普及啓発が必要である。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護保険制度に対する市民の理解を深めることで、介護保険制度の円滑な運用及び高齢者の福祉の増進を図る。
事業概要	介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。
実施内容	<p>広報誌の発行を通じ、介護保険制度の概要・手続き等についてわかりやすく市民に周知し、制度への理解を深める。</p> <p>1 広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行(6月)          市内一戸別配布 222,890部          市内一戸別配布(再送用) 1,610部          公共施設窓口設置 4,500部          点字版・CD版の作成・配付(点字70、CD86)</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,668	3,962	4,405	
需用費	2,556	2,831	2,968	消耗品、印刷製本費
役務費	29	28	37	郵送料
委託料	1,083	1,103	1,400	広報誌配布業務委託
人件費 B	791	793	800	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	791	793	800	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,459	4,755	5,205	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
市債				
その他				
一般財源	4,459	4,755	5,205	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業移行準備経費	T025 T027	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法 第115条の45第1項		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成27年度		款	05 総務費
施策	07 高齢者支援		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課 包括支援担当
所属長名	西岡 茂晴 寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	平成29年度に介護予防・日常生活支援総合事業(介護保険法第115条の45第1項)へ移行するにあたり、本市における事業所の指定基準や算定基準、単価などについて定めるとともに、本市としてのガイドラインを策定する。
対象(誰を・何を)	被保険者(主に一般高齢者、要支援認定者、事業対象者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	平成29年度における介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を図る。
事業概要	平成29年度に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり、本市における事業所の指定基準や算定基準、単価などについて定めるとともに、本市としてのガイドラインを策定する。
実施内容	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の本市ガイドラインの策定に向けた主な取組</p> <p>① 社会保障審議会における調査審議          ・高齢者保健福祉専門分科会(2回)、地域包括ケア推進部会(3回)          ② 利用者及び事業者に対するアンケート調査の実施          ・実施時期:平成28年2月          ・送付対象:要支援者(700人)          介護予防訪問介護事業所(290事業所)          介護予防通所介護事業所(179事業所)          ③ 事業所に対する説明会・意見交換会(3回)          ・介護予防訪問介護事業所 平成28年3月22日・23日          ・介護予防通所介護事業所 平成28年3月25日          ④ 社会福祉協議会・シルバー人材センター・地域包括支援センター等との協議(随時)</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	2,241	2,877	H27年度新規事業
旅費		62	192	職員旅費
需用費		9	2,090	消耗品等
役務費		172	82	郵送料
委託料		1,968	0	コンサル業務委託
その他		30	513	※報償費+使用料及び賃借料
人件費 B	0	4,904	4,499	
職員人工数		0.62	0.56	
職員人件費		4,904	4,499	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	7,145	7,376	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
市債				
その他				
一般財源	0	7,145	7,376	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 T11A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	介護保険法	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度	款	05 総務費
施策	07 高齢者支援	項	05 総務管理費
		目	10 連合会負担金

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	兵庫県国民健康保険団体連合会の規約に基づき、会員は毎年度、負担金を納入しなければならない。
対象 (誰を・何を)	介護保険者業務
求める成果 (どのような状態にしたいか)	介護保険事業の迅速かつ適正な運営
事業概要	兵庫県国民健康保険団体連合会の会員負担金
実施内容	<p>・介護保険法の規定により、国保中央会は、審査支払、苦情処理、共同事務及び平成20年4月から新たに特別徴収情報経由業務等の業務システムの開発を行い、これを基に各都道府県の国保連合会業務を行っている。</p> <p>・当該団体は、国保保険者が共同して保険事業の円滑実施を目的として設立された団体であり、平成12年4月から介護保険事業も加わっている。</p> <p>第1号被保険者割 単価18円×121,507=2,187,126円                  会員平等割 15,001人以上(65歳以上) 58,320円</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,183	2,245	2,299	
負担金補助及び交付金	2,183	2,245	2,299	負担金
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,183	2,245	2,299	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,183	2,245	2,299	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	賦課徴収関係事務経費 T21A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法	事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度	款	05 総務費
施策	07 高齢者支援	項	05 総務管理費
		目	15 賦課徴収費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	65歳以上人口の増加により、賦課徴収の対象となる第1号被保険者は年々増加している。																																																																																																														
対象 (誰を・何を)	介護保険第1号被保険者																																																																																																														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適正な賦課及び保険料の徴収を行うことで、保険料負担の公平性の確保及び介護保険財政の健全化を図る																																																																																																														
事業概要	(1) 介護保険料の賦課(年金保険者との連絡調整・特別徴収対象者の確定・保険料決定通知書の作成及び発送・他市への市税照会・減免申請の受付等) (2) 介護保険料の徴収(収納管理処理・納付推進・滞納整理)																																																																																																														
実施内容	平成27年度収納率 (単位:人数(人)、金額(円)) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">調定</th> <th colspan="2">取納</th> <th colspan="2">未納</th> <th rowspan="2">収納率(%)</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>金額</th> <th>人数</th> <th>金額</th> <th>人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>110,620</td> <td>7,129,762,604</td> <td>110,620</td> <td>7,129,762,604</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>23,550</td> <td>980,111,475</td> <td>21,035</td> <td>834,326,060</td> <td>3,638</td> <td>145,785,415</td> <td>85.13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>134,170</td> <td>8,109,874,079</td> <td>131,655</td> <td>7,964,088,664</td> <td>3,638</td> <td>145,785,415</td> <td>98.20</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>107,979</td> <td>6,339,091,448</td> <td>107,979</td> <td>6,339,091,448</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>24,803</td> <td>947,637,188</td> <td>22,162</td> <td>804,743,408</td> <td>3,911</td> <td>142,893,780</td> <td>84.92</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>132,782</td> <td>7,286,728,636</td> <td>130,141</td> <td>7,143,834,856</td> <td>3,911</td> <td>142,893,780</td> <td>98.04</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>104,138</td> <td>6,118,814,654</td> <td>104,138</td> <td>6,118,814,654</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>24,509</td> <td>935,766,233</td> <td>21,839</td> <td>794,442,520</td> <td>3,881</td> <td>141,323,713</td> <td>84.90</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>128,647</td> <td>7,054,580,887</td> <td>125,977</td> <td>6,913,257,174</td> <td>3,881</td> <td>141,323,713</td> <td>98.00</td> </tr> </tbody> </table>		調定		取納		未納		収納率(%)	人数	金額	人数	金額	人数	金額	平成27年度								特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13	合計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20	平成26年度								特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00	普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92	合計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04	平成25年度								特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00	普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90	合計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
	調定		取納		未納		収納率(%)																																																																																																								
	人数	金額	人数	金額	人数	金額																																																																																																									
平成27年度																																																																																																															
特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00																																																																																																								
普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13																																																																																																								
合計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20																																																																																																								
平成26年度																																																																																																															
特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00																																																																																																								
普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92																																																																																																								
合計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04																																																																																																								
平成25年度																																																																																																															
特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00																																																																																																								
普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90																																																																																																								
合計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00																																																																																																								

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	28,015	27,162	31,196	
旅費	0	1	2	職員旅費
需用費	6,749	6,377	7,027	消耗品等
役務費	18,196	17,697	20,825	郵送料
委託料	2,431	2,430	2,668	封入封緘委託料
負担金補助及び交付金	639	657	674	特別徴収情報経由業務負担金
人件費 B	52,316	53,173	54,746	
職員人工数	5.34	5.33	5.20	
職員人件費	39,615	39,752	41,204	
嘱託等人件費	12,701	13,421	13,542	
合計 C(A+B)	80,331	80,335	85,942	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				広告料
市債				督促手数料
その他	1,548	1,495	81	延滞金
一般財源	78,783	78,840	85,861	繰越金

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	主治医意見書支払費	T31A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 総務費
施策	07 高齢者支援		項	05 総務管理費
			目	20 介護認定費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払を、兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
対象 (誰を・何を)	主治医意見書作成にかかる作成料
求める成果 (どのような状態にしたいか)	支払事務の一部を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することで、支払処理の適正化及び事務処理の効率化を図る。
事業概要	要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払を、兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
実施内容	要介護認定等に必要となる主治医意見書は、保険医療機関等に作成を依頼し、作成料の支払が必要となる。この支払業務は、膨大な事務量となるため、支払対象の大部分を占める兵庫県内の保険医療機関等への支払業務については、医療費の支払に精通している兵庫県国民健康保険団体連合会に委託し、支払処理の適正化及び事務処理の効率化を図る。  ＜参考＞ ・県内意見書作成 初回在宅 6,604件 初回施設 3,724件 継続在宅 13,887件 継続施設 1,448件  ・県外意見書作成 初回在宅 312件 初回施設 280件 継続在宅 404件 継続施設 139件

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	118,161	122,101	127,763	
役務費	117,599	121,526	127,170	意見書作成料
委託料	562	575	593	国保連委託料
人件費 B	4,887	7,267	6,456	
職員人工数	0.33	0.53	0.42	
職員人件費	1,865	4,200	3,359	
嘱託等人件費	3,022	3,067	3,097	
合計 C(A+B)	123,048	129,368	134,219	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	123,048	129,368	134,219	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	認定調査委託料	T31K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 総務費
施策	07 高齢者支援		項	05 総務管理費
			目	20 介護認定費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	認定調査業務の一部を社会福祉協議会等へ委託する。
対象 (誰を・何を)	要介護認定申請者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	認定調査業務を適正かつ効率的に実施し、適正な介護保険事業の運営を行う。
事業概要	被保険者からの要介護認定申請に伴う認定調査業務の一部を、社会福祉協議会や施設に委託することで、介護保険事業を円滑に行う。
実施内容	1 事業内容 平成28年度では、遠隔地で認定調査を要するものも含め年間28,070件の認定調査件数を見込んでいます。これらの認定調査の一部を、社会福祉協議会、施設等に委託することにより、認定調査業務を適正、迅速かつ合理的に行う。  2 事業実績 ・平成27年度実績 調査員実施分 7,569件 社会福祉協議会委託 15,220件 事業者委託 2,741件 施設委託 1,182件 他市調査受託分 166件

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	78,210	80,790	87,186	
委託料	78,210	80,790	87,186	認定調査委託料
人件費 B	52,849	53,368	61,227	
職員人工数	1.77	1.75	0.75	
職員人件費	9,027	8,894	5,999	
嘱託等人件費	43,822	44,474	55,228	
合計 C(A+B)	131,059	134,158	148,413	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	233	227		要介護認定調査受託収入
一般財源	130,826	133,931	148,413	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	認定関係事務経費	T321	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 総務費
施策	07 高齢者支援		項	05 総務管理費
			目	20 介護認定費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
		所属長名	鈴木 謙二

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定事務に係る事務経費
対象(誰を・何を)	要介護認定申請者
求める成果(どのような状態にしたいか)	認定業務を適正かつ効率的に実施し、適正な介護保険事業の運営を行う。
事業概要	要介護認定事務に係る事務経費
実施内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請受理及び各種相談業務</li> <li>主治医意見書の作成依頼及び意見書の徴収</li> <li>認定調査の実施、委託及び調査票の回収</li> <li>認定審査会資料作成</li> <li>認定審査会運営</li> <li>認定結果通知等発送処理</li> </ul> <p>2 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請件数 H27-27,828件 H26-27,059件 H25-25,525件 H24-24,918件 H23-24,247件</li> <li>認定審査会開催数 H27-476回 H26-481回 H25-473回 H24-437回 H23-428回</li> <li>認定処理件数 H27-26,731件 H26-26,300件 H25-24,723件 H24-24,024件 H23-23,681件</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	17,873	18,605	21,784	
需用費	3,236	4,066	5,210	消耗品等
役務費	7,496	7,641	9,093	郵送料
使用料及び賃借料	6,872	6,837	6,895	認定支援システム機器賃借料
報償費	210	10	430	委員謝礼
旅費	59	51	156	調査旅費
人件費 B	92,351	95,128	100,709	
職員人工数	5.59	5.59	6.72	
職員人件費	38,143	39,090	43,087	
嘱託等人件費	54,208	56,038	57,622	T309委員報酬を含む
合計 C(A+B)	110,224	113,733	122,493	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	110,224	113,733	122,493	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	居宅介護サービス給付費	T71A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
		所属長名	鈴木 謙二

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定居宅サービスを利用したときに、居宅介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対して、当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護 79,409件 5,811,009,128円</li> <li>訪問入浴介護 3,438件 196,010,327円</li> <li>訪問看護 27,024件 1,049,468,733円</li> <li>訪問リハビリテーション 7,423件 228,366,727円</li> <li>通所介護 75,000件 5,048,505,101円</li> <li>通所リハビリテーション 15,672件 1,168,243,457円</li> <li>福祉用具貸与 91,173件 1,186,081,275円</li> <li>短期入所生活介護 14,528件 1,409,031,856円</li> <li>短期入所療養介護 1,420件 122,113,766円</li> <li>居宅療養管理指導 63,489件 483,626,479円</li> <li>特定施設入居者生活介護 5,320件 1,014,498,013円</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	16,864,776	17,716,955	19,267,224	
負担金補助及び交付金	16,864,776	17,716,955	19,267,224	給付費
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	16,864,776	17,716,955	19,267,224	(県)介護給付費負担金12.5% [その他]
C 国庫支出金	4,206,074	4,440,698	4,711,153	第1号保険料22%
の 県支出金	2,154,977	2,266,799	2,484,896	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	8,398,812	8,737,762	9,602,752	介護給付費準備基金繰入金
内訳 一般財源	2,104,913	2,271,696	2,468,423	繰越金

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	地域密着型介護サービス給付費	T71F	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定地域密着型サービスを利用したときに、地域密着型介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・要介護被保険者が、指定地域密着型サービス事業者から、指定地域密着型サービスを受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(食事・居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)について、地域密着型サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間対応型訪問介護 0件 0円</li> <li>・認知症対応型通所介護 3,003件 311,747,924円</li> <li>・小規模多機能型居宅介護 1706件 333,308,874円</li> <li>・認知症対応型共同生活介護 4,973件 1,244,648,028円</li> <li>・地域密着型特定施設入居者介護 456件 86,573,162円</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 791件 204,962,329円</li> </ul>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,934,372	2,327,966	2,764,529	給付費
負担金補助及び交付金	1,934,372	2,327,966	2,764,529	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,934,372	2,327,966	2,764,529	
C 国庫支出金	489,717	591,027	686,947	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金
の 県支出金	241,796	290,996	345,566	
市債				
その他	961,427	1,147,449	1,377,841	
の内 一般財源	241,432	298,494	354,175	
繰越金				

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	施設介護サービス給付費	T71K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定施設介護サービスを利用したときに、施設介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・要介護被保険者が、指定施設サービス等を受けたときは、当該要介護被保険者に対して、当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費を支給する。(食事・居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)</p> <p>① 指定介護老人福祉施設により行われる介護福祉施設サービス ② 介護老人保健施設サービス ③ 指定介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービス</p> <p>・施設介護サービス費は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等(食事の提供及び居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)に要する平均的な費用の額を勘定して、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設 18,372件 4,557,556,698円</li> <li>・介護老人保健施設 12,292件 3,255,934,282円</li> <li>・介護療養型医療施設 1,060件 395,764,888円</li> </ul>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	8,381,195	8,209,256	8,322,592	給付費
負担金補助及び交付金	8,381,195	8,209,256	8,322,592	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5% 「その他」
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	8,381,195	8,209,256	8,322,592	
C 国庫支出金	1,702,771	1,673,711	1,651,921	第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 返納金 介護給付費準備基金繰入金
の 県支出金	1,466,709	1,436,619	1,456,453	
市債				
その他	4,165,647	4,046,321	4,147,976	
の内 一般財源	1,046,068	1,052,605	1,066,242	
繰越金				

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	特定入所者介護サービス費	T71S	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																																																																				
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																																																																				
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																																																																				
事業概要	一定の基準を満たす低所得の要介護被保険者が指定施設サービス、指定地域密着型サービスまたは指定居宅サービスを利用したときの食費及び居住費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者サービス費を支給する。																																																																				
実施内容	平成27年度	利用者負担限度額(単位:円/日)																																																																			
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th rowspan="2">基準費用額</th> <th colspan="6">利用者負担限度額(単位:円/日)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下で、</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住環境区分</td> <td rowspan="2">部屋代</td> <td rowspan="2">食費</td> <td colspan="2">ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)</td> <td colspan="2">イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下</td> <td>ウ アイ以外の者</td> </tr> <tr> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th></th> </tr> <tr> <td>ユニット個室</td> <td>1,970</td> <td></td> <td>820</td> <td>820</td> <td></td> <td>1,310</td> <td rowspan="2">650</td> </tr> <tr> <td>ユニット準個室</td> <td>1,640</td> <td></td> <td>490</td> <td>490</td> <td></td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型個室</td> <td>①1,640</td> <td rowspan="2">1,380</td> <td>490</td> <td>490</td> <td rowspan="2">390</td> <td>1,310</td> <td rowspan="2">650</td> </tr> <tr> <td>②1,150</td> <td>320</td> <td>420</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多床室</td> <td>①370</td> <td rowspan="2">0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>370</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②840</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象者	基準費用額	利用者負担限度額(単位:円/日)						配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下で、						居住環境区分	部屋代	食費	ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下		ウ アイ以外の者	第1段階	第2段階	第3段階		ユニット個室	1,970		820	820		1,310	650	ユニット準個室	1,640		490	490		1,310	従来型個室	①1,640	1,380	490	490	390	1,310	650	②1,150	320	420	820	多床室	①370	0				370		②840						事業実績 32,815件 1,111,740,191円
対象者	基準費用額			利用者負担限度額(単位:円/日)																																																																	
		配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下で、																																																																			
居住環境区分	部屋代	食費	ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下		ウ アイ以外の者																																																														
			第1段階	第2段階	第3段階																																																																
ユニット個室	1,970		820	820		1,310	650																																																														
ユニット準個室	1,640		490	490		1,310																																																															
従来型個室	①1,640	1,380	490	490	390	1,310	650																																																														
	②1,150		320	420		820																																																															
多床室	①370	0				370																																																															
	②840																																																																				

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,112,048	1,111,740	1,238,916	給付費
負担金補助及び交付金	1,112,048	1,111,740	1,238,916	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25%
職員人件費				
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	1,112,048	1,111,740	1,238,916	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	236,037	237,539	258,263	「その他」
の 県支出金	185,225	184,104	205,954	
の 財源				第1号保険料22%
市債				(支基金)介護給付費交付金28%
その他	551,990	547,548	615,977	介護給付費準備基金繰入金
の内 一般財源	138,796	142,549	158,722	繰越金

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	居宅介護福祉用具購入費	T721	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。		
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者		
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。		
事業概要	要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から福祉用具を購入したときに、居宅介護福祉用具購入費を支給する。		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。</li> <li>・居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する。</li> <li>・特定福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額を償還払いで支給する。</li> <li>・支給限度基準額は、100,000円。</li> <li>・支給限度基準額の管理期間は、毎年4月1日からの12ヶ月間</li> </ul>		
	事業実績 1,374件 42,993,396円		

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	44,558	42,993	45,266	給付費
負担金補助及び交付金	44,558	42,993	45,266	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25%
職員人件費				
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	44,558	42,993	45,266	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	11,281	10,916	11,247	「その他」
の 県支出金	5,570	5,374	5,658	
の 財源				第1号保険料22%
市債				(支基金)介護給付費交付金28%
その他	22,146	21,191	22,563	介護給付費準備基金繰入金
の内 一般財源	5,561	5,512	5,798	繰越金

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	居宅介護住宅改修費	T72A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護認定者が住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費を支給する。
実施内容	<p>居宅介護住宅改修費は、当該被保険者が現に居住する住宅について行われ、かつ、当該被保険者の心身・住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給する。</p> <p>&lt;支給限度額基準額等&gt;                  ・支給限度基準額は200,000円                  ・支給は、原則として1回限りであるが、要介護認定が著しく高くなった場合や転居した場合については、再度支給を受けることができる。</p> <p>&lt;受領委任払&gt;                  保険料の滞納がなく、工事着工前に市の承認を受けていれば、利用者は工事費から保険給付費分を差し引いた金額(1割等)を施工業者に支払、市は受領を委任された施工業者に直接保険給付費分(9割等)の支払を行う。</p> <p>&lt;事業実績&gt;                  1,056件 93,336,547円</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	90,527	93,337	114,260	給付費
負担金補助及び交付金	90,527	93,337	114,260	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	90,527	93,337	114,260	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	22,918	23,697	28,392	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	11,316	11,667	14,282	
の 市債				
の 財源	44,994	46,005	56,949	
の内 一般財源	11,299	11,968	14,637	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	居宅介護サービス計画給付費	T72K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画給付費を支給する。
実施内容	<p>介護保険法第46条（居宅介護サービス計画費の支給）                  ・居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から、指定居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。                  ・居宅介護サービス計画費の額は、地域等を勘案したサービスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額（全額保険給付の対象となる。）</p> <p>事業実績                  130,687件 1,937,327,477円</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,847,287	1,937,327	2,035,292	給付費
負担金補助及び交付金	1,847,287	1,937,327	2,035,292	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,847,287	1,937,327	2,035,292	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	467,225	491,578	504,828	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	230,633	241,996	253,842	
の 市債				
の 財源	918,867	955,346	1,015,873	
の内 一般財源	230,562	248,407	260,749	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	特定入所者介護予防サービス費	T75K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																																																																
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																																																																
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																																																																
事業概要	一定の基準を満たす低所得の要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときの食費及び居住費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。																																																																
実施内容	<p>平成27年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象者</th> <th colspan="2" rowspan="3">基準費用額</th> <th colspan="6">利用者負担限度額(単位:円/日)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ 預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下で、</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含まない)</th> <th colspan="2">イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者</th> <th colspan="2">ウ アとイ以外の者</th> </tr> <tr> <th>居住環境区分</th> <th>部屋代</th> <th>食費</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th>部屋代</th> <th>食費</th> <th>部屋代</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット個室</td> <td>1,970</td> <td rowspan="3">1,380</td> <td>820</td> <td>820</td> <td>1,310</td> <td rowspan="3">300</td> <td>820</td> <td>820</td> <td rowspan="3">390</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td>ユニット準個室</td> <td>1,640</td> <td>490</td> <td>490</td> <td>1,310</td> <td>490</td> <td>490</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>①1,640 ②1,150</td> <td>490 320</td> <td>490 420</td> <td>820</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>①370 ②840</td> <td>0</td> <td>370</td> <td>370</td> <td>370</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実績 157件 1,308,875円</p> <p>①介護老人保健施設・介護療養型医療施設(短期入所含む)を利用した場合 ②特別養護老人ホーム(短期入所含む)を利用した場合</p>			対象者	基準費用額		利用者負担限度額(単位:円/日)						配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ 預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下で、						ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含まない)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者		ウ アとイ以外の者		居住環境区分	部屋代	食費	第1段階	第2段階	第3段階	部屋代	食費	部屋代	食費	ユニット個室	1,970	1,380	820	820	1,310	300	820	820	390	1,310	ユニット準個室	1,640	490	490	1,310	490	490	1,310	従来型個室	①1,640 ②1,150	490 320	490 420	820	650	多床室	①370 ②840	0	370	370	370
対象者	基準費用額		利用者負担限度額(単位:円/日)																																																														
			配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ 預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下で、																																																														
			ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含まない)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者		ウ アとイ以外の者																																																										
居住環境区分	部屋代	食費	第1段階	第2段階	第3段階	部屋代	食費	部屋代	食費																																																								
ユニット個室	1,970	1,380	820	820	1,310	300	820	820	390	1,310																																																							
ユニット準個室	1,640		490	490	1,310		490	490		1,310																																																							
従来型個室	①1,640 ②1,150		490 320	490 420	820		650																																																										
多床室	①370 ②840	0	370	370	370																																																												

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,225	1,309	4,612	給付費
食糧金補助及び交付金	2,225	1,309	4,612	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25%
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,225	1,309	4,612	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	563	332	1,145	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の財源内訳				
市債	278	164	576	
その他	1,106	645	2,301	
一般財源	278	168	590	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	審査支払手数料	T81A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	05 介護サービス等諸費
			目	10 審査支払手数料

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。		
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者		
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。		
事業概要	介護報酬の請求に関する審査及び支払を兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。		
実施内容	<p>介護保険法第41条第10項 (居宅介護サービス費の支給) ・市は、審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。</p> <p>介護保険法第176条(連合会の業務) ・連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。 (1)法第41条第10項等の規定により市から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払</p> <p>(目的) 介護給付費請求書の審査支払事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。</p> <p>事業実績 740,126件 33,305,670円</p>		

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	31,321	33,306	34,918	審査支払事務委託料
食糧金補助及び交付金	31,321	33,306	34,918	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25%
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	31,321	33,306	34,918	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	7,930	8,456	8,676	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の財源内訳				
市債	3,915	4,163	4,364	
その他	15,567	16,416	17,406	
一般財源	3,909	4,271	4,472	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	高額介護サービス費	TC1A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	10 高額介護サービス費
			目	05 高齢介護サービス費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																							
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																							
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																							
事業概要	要介護及び要支援被保険者が利用したサービスの本人負担額(月額)が一定額を超える場合に、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費を支給する。																							
実施内容	<p>高額サービス費等の対象となる利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費に係るもの(介護予防を含む。)</li> <li>・特例居宅介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費に係るもの(介護予防を含む)</li> <li>・施設介護サービス費(食費・居住費(滞在費)の提供に要する費用を除く)に係るもの</li> </ul> <p>事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担段階区分</th> <th>利用者負担上限月額</th> <th>8月から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●現役並み所得相当(課税所得145万円以上)</td> <td>44,400円(世帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○一般世帯(市民税課税世帯員がいる場合)</td> <td>37,200円(世帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●市民税非課税世帯</td> <td>24,600円(世帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○合計所得金額および課税年金収入額の合計額が80万円以下の人</td> <td>15,000円(個人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○利用者負担額を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合</td> <td>15,000円(世帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●生活保護の受給者</td> <td>15,000円(個人)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>72,636件 745,236,060円</p>			利用者負担段階区分	利用者負担上限月額	8月から	●現役並み所得相当(課税所得145万円以上)	44,400円(世帯)		○一般世帯(市民税課税世帯員がいる場合)	37,200円(世帯)		●市民税非課税世帯	24,600円(世帯)		○合計所得金額および課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000円(個人)		○利用者負担額を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯)		●生活保護の受給者	15,000円(個人)	
利用者負担段階区分	利用者負担上限月額	8月から																						
●現役並み所得相当(課税所得145万円以上)	44,400円(世帯)																							
○一般世帯(市民税課税世帯員がいる場合)	37,200円(世帯)																							
●市民税非課税世帯	24,600円(世帯)																							
○合計所得金額および課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000円(個人)																							
○利用者負担額を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯)																							
●生活保護の受給者	15,000円(個人)																							

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	675,358	754,236	800,645	
負担金補助及び交付金	675,358	754,236	800,645	給付費
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	675,358	754,236	800,645	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	170,977	191,486	198,949	「その他」
の 県支出金	84,420	94,280	100,080	第1号保険料22%
の 市債				(支基金)介護給付費交付金28%
の 財源	335,668	371,761	399,043	介護給付費準備基金繰入金等
内 一般財源	84,293	96,709	102,573	繰越金

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	高額医療合算介護サービス費	TC1R	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成20年度		款	10 保険給付費
施策	07 高齢者支援		項	10 高額介護サービス費
			目	05 高齢介護サービス費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。		
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者		
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。		
事業概要	各医療保険における世帯内で医療及び介護の両制度における本人負担額の合算額(年額)が一定額を超える場合に、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費を支給する。		
実施内容	<p>事業内容</p> <p>(1)対象世帯</p> <p>各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担を有する世帯</p> <p>(2)限度額</p> <p>年額56万円を基本とし、各医療保険制度や被保険者の所得、年齢区分ごとの自己負担額により設定。限度額を超えた分を支給する。</p> <p>(3)費用負担</p> <p>医療保険者、介護保険者の双方が自己負担額の比較に応じて負担する。</p> <p>事業実績</p> <p>3,917件 123,166,985円</p>		

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	102,384	123,167	150,713	
負担金補助及び交付金	102,384	123,167	150,713	給付費
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	102,384	123,167	150,713	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	25,920	31,270	37,449	「その他」
の 県支出金	12,798	15,396	18,839	第1号保険料22%
の 市債				(支基金)介護給付費交付金28%
の 財源	50,887	60,709	75,117	介護給付費準備基金繰入金
内 一般財源	12,779	15,792	19,308	繰越金

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	地域包括支援センター運営事業費	TJ15	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために援助を行う身近な相談窓口として日常生活圏域に2箇所、計12箇所設置している。また、高齢者の増加により、相談内容も複雑化・多様化しており、円滑に事業を進めるために、条例にて人員配置基準を定めている。(職員配置:担当地域第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満に3人、以後2,000人増ごとに1人加配)
対象(誰を・何を)	市内在住の65歳以上高齢者及びその家族
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができる。
事業概要	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関とし平成18年度に日常生活圏域に2箇所ずつ計12箇所設置している。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>総合相談・支援:地域の高齢者とその家族の介護等に関する相談支援</li> <li>権利擁護・虐待防止:成年後見制度の紹介や高齢者虐待への対応及び防止</li> <li>包括的・継続的ケアマネジメント・多職種・他機関との連携、地域のケアマネジャーの指導・支援等</li> <li>地域ケア会議:地域における個別課題解決機能を有するケア会議の開催</li> <li>認知症地域支援推進員等設置:地域で認知症の人を支える支援体制の強化を図るため、認知症地域支援推進員を兼務で配置</li> <li>介護予防事業:地域介護予防活動等の普及・育成及び支援、要支援者の把握・支援</li> </ol> また、上記事業とは別に介護予防支援事業所として、要支援者のケアプランの作成及びサービス提供支援事業者等、関係機関との連絡調整を行っている。 ○配置職員:保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・認知症地域支援推進員(兼務) ○受託先:社会福祉法人(10か所)・医療法人(1か所)・生活協同組合(1か所) ○職員数及び委託料:4人→21,810千円(2センター)・4人→22,290千円(1センター)・5人→27,180千円(2センター)・5人→27,810千円(1センター)・6人→32,540千円(4センター)・7人→37,910千円(1センター)・8人→43,280千円(1センター) *各包括とも認知症地域支援推進員配置委託料(340千円)含む

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	241,034	335,198	362,964	H28から「その他諸経費」の一部含む
報償費	99	91	144	職員研修会講師謝礼
需用費	540	841	1,113	消耗品・印刷製本等
委託料	240,371	334,247	355,890	地域包括支援センター運営経費
使用料及び賃借料	24	19	5,687	職員研修会会場使用料
その他			130	旅費、役務費
人件費 B	32,137	31,721	31,342	
職員人工数	3.16	3.04	2.83	
職員人件費	24,983	24,115	22,289	
嘱託等人件費	7,154	7,606	9,053	
合計 C(A+B)	273,171	366,919	394,306	
C 国庫支出金	92,987	127,004	177,756	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	47,576	65,322	70,787	地域支援事業交付金19.5%
の 市債				
の 市債				
の 市債	52,895	77,550	43,634	第1号保険料22%
の 市債				
の 市債	79,713	97,043	102,129	
の 市債				
の 市債				
の 市債				

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	在宅医療・介護連携推進事業費	TJ16	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45-2、施行規則第140条の62-8		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成27年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。
対象(誰を・何を)	市内在住の高齢者(認知症患者含む)及びその家族、介護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者等の多職種が連携・協力し、患者・利用者が安心して在宅医療・介護を受けることが可能な仕組みやルールを構築する。
実施内容	包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための連携体制の構築に向けた主な取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>①医療・介護関係12団体で構成された準備会の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種からの「お困りごと」「お願いごと」の集約及び今後の具体的取組の方向性について共有</li> <li>(ア)地域の医療・介護資源の把握</li> <li>(イ)在宅医療・介護連携の課題抽出、目指したい連携の姿の構築</li> <li>(ウ)関係者研修(顔の見える関係づくり)、退院調整の検証、等</li> </ul> </li> <li>②部会及び会議体の設置にむけた協議               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の具現化に向け、高齢者保健福祉専門分科会に多岐にわたる専門職から構成される在宅医療・介護連携部会を新設、また、テーマ別に、「連携ルール・情報共有検討グループ」、「相談窓口検討グループ」、「研修・啓発・広報検討グループ」で構成する「在宅医療・介護連携会議」を新設すべく、協議を進めた。</li> </ul> </li> </ol>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	14	1,500	H27年度新規事業
報償費			271	講師謝礼
役務費			331	郵送料
委託料			366	業務委託料
使用料及び賃借料		14	272	会場使用料
その他			260	※旅費+需用費+負担金補助及び交付金
人件費 B	0	2,535	3,780	
職員人工数		0.23	0.43	
職員人件費		1,811	3,418	
嘱託等人件費		724	362	
合計 C(A+B)	0	2,549	5,280	
C 国庫支出金		6	585	地域支援事業交付金39%
の 県支出金		3	292	地域支援事業交付金19.5%
の 市債				
の 市債				
の 市債		3	331	第1号保険料22%
の 市債				
の 市債	0	2,537	4,072	



平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	TJ1L	事業分類	ソフト事業
根拠法令	老発第0609001号厚生労働省老健局長通知 尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成9年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	単身高齢者が増加傾向にある現状において、災害復興公営住宅の整備に当たり、ハード及びソフト両面で高齢者に配慮したシルバーハウジングとすることにより、単身高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を送ることができるように支援する。
対象(誰を・何を)	シルバーハウジング入居者
求める成果(どのような状態にしたいか)	単身高齢者等が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう支援する。
事業概要	災害復興公営住宅の整備に当たりハード及びソフト両面で高齢者に配慮したシルバーハウジングとすることにより、単身高齢者が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう支援する。災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い在宅生活を支援する。
実施内容	災害復興公営住宅等のシルバーハウジング入居者に対し生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、単身高齢者等の在宅生活を支援する。生活援助員(LSA)不在の夜間には社会福祉法人が委託した民間警備会社が緊急時に対応する。 【生活援助員(LSA)派遣住宅及び委託先】 派遣住宅名 シルバー住戸数 委託法人名 LSA派遣人数(11人) 市営神崎北住宅 30戸(70戸) 阪神共同福祉会 市営久々知住宅 22戸(50戸) 阪神共同福祉会 1人(2団地) 県営水堂住宅 270戸(414戸) 長生福祉会 5人 市営西長洲北住宅 30戸(81戸) きらくえん 市営今福住宅 30戸(136戸) きらくえん 県営金楽寺住宅 32戸(71戸) きらくえん 市営潮江住宅 60戸(240戸) きらくえん 3人(4団地) 市営道意住宅 30戸(150戸) サンシャイン 1人 市営築地北住宅 30戸(120戸) ほがらか会 1人

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	27,749	34,544	41,025	
委託料	27,749	34,544	41,025	
人件費 B	1,028	1,070	3,599	
職員人工数	0.13	0.14	0.45	
職員人件費	1,028	1,070	3,599	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	28,777	35,614	44,624	
C 国庫支出金	10,831	13,331	15,846	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	5,416	6,665	7,923	地域支援事業交付金19.5%
財 市債				
源 其他	6,087	7,882	9,333	第1号保険料22%
内 一般財源	6,443	7,736	11,522	
訳				

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	TJ1R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市徘徊高齢者家族支援サービス実施要綱		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成13年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図るために実施している。
対象(誰を・何を)	徘徊高齢者を介護する家族
求める成果(どのような状態にしたいか)	徘徊高齢者を介護する家族へ介護負担の軽減
事業概要	認知症高齢者が屋外で徘徊したときに早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。
実施内容	1 認知症高齢者を介護する世帯に位置情報端末機(携帯用小型)を貸与し認知症高齢者に装着する。 2 屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供者に依頼する。 3 依頼を受けた位置提供事業者が位置検索した情報を電話やファクシミリにより提供する。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	121	144	205	
委託料	121	144	205	端末機利用登録手数料
人件費 B	525	857	609	
職員人工数	0.09	0.14	0.02	
職員人件費	517	820	590	
嘱託等人件費	8	37	19	
合計 C(A+B)	646	1,001	814	
C 国庫支出金	48	56	79	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	24	28	39	地域支援事業交付金19.5%
財 市債				
源 其他	25	32	48	第1号保険料22%
内 一般財源	549	885	648	
訳				

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	高齢者向けグループハウス運営事業費 TJ21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者グループハウス運営事業実施要綱	事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成15年度	款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援	項	05 地域支援事業費
		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い、高齢者が自らの能力を最大限に生かし自立した生活が営めるよう支援するために実施している。
対象(誰を・何を)	介護保険制度上において要介護1若しくは2又は要支援2の認定を受けている者
求める成果(どのような状態にしたいか)	引き続き、24時間見守り等のケアを行い、入居者一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう支援していく。
事業概要	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い、高齢者が自らの能力を最大限に生かして自立した生活が営めるよう支援する。
実施内容	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い高齢者が自らの能力を最大限に生かし自立した生活が営めるよう支援する。 ・(対象者) 介護保険制度上において要介護1若しくは2又は要支援2の認定を受けている者 ・(所在地) 尼崎市七松町3丁目13-6 (定員)16人 (利用人員)14人(H28.3.31現在) ※平成7年の震災後に設置された仮設住宅を解消するに当たって、当時のケア付仮設住宅の入居者へのその後の対応として、平成10年10月から5か年間の暫定的な期間で高齢者等向け災害復興グループハウスとして実施してきた。 その後、暫定的な期間が終了する平成15年10月から一般施策化し、高齢者向けグループハウス運営事業として新たに入居や利用負担の基準等の設定をして実施しているが、今後の事業のあり方について見直しを行う。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	14,501	14,452	14,517	
委託料	14,501	14,452	14,517	運営委託料
人件費 B	712	981	990	
職員人工数	0.09	0.12	0.12	
職員人件費	712	981	990	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	15,213	15,433	15,507	
C 国庫支出金	5,728	5,636	5,661	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	2,864	2,818	2,830	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	3,045	3,180	3,196	第1号保険料22%
一般財源	3,576	3,799	3,820	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	高齢者自立支援型食事サービス事業費 TJ23	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市高齢者自立支援型食事サービス事業 要綱	事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度	款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援	項	05 地域支援事業費
		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者が増加している。バランスの取れた食事を提供することにより高齢者の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、高齢者の在宅生活を支援するために実施している。
対象(誰を・何を)	おおむね65歳以上であって①ひとり暮らし②昼間ひとり暮らし③高齢者夫婦④障害者と同居している高齢者等で食事の調理が困難な者
求める成果(どのような状態にしたいか)	食事サービスは食事を提供することにより、高齢者等の生活をサポートするだけでなく、安否の確認や孤独の解消といった機能を持つとともに高齢者のニーズや把握及び他の高齢者施策との有効性を図ることができ、このことにより在宅生活を支えていくことができるものである。
事業概要	おおむね65歳以上であって①ひとり暮らし②昼間ひとり暮らし③高齢者夫婦④障害者と同居している高齢者等で食事の調理が困難な者に食事サービスを提供する
実施内容	同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者に食事サービスを提供する事業である。 1 配食回数等 1日1食(昼食又は夕食) 週5日(月曜日から金曜日) 2 配食区域 市内全域 3 配食数 29,825食(年間) 4 個人負担額 500円(1食あたり)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	5,467	5,438	5,548	
委託料	5,467	5,438	5,548	事業委託料
人件費 B	712	802	810	
職員人工数	0.09	0.10	0.10	
職員人件費	712	802	810	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,179	6,240	6,358	
C 国庫支出金	2,160	2,121	2,163	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	1,080	1,061	1,081	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	1,148	1,196	1,223	第1号保険料22%
一般財源	1,791	1,862	1,891	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	住宅改造相談事業費	TJ25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	住宅改造費助成事業実施要綱		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成7年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	身体の機能の低下した高齢者・障害者が住み慣れた家で安心して生活することができるよう、住宅改造の相談及び助言を行い、介護負担の軽減により生活の向上を図るために実施している。
対象(誰を・何を)	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	生涯にわたり住み慣れた家で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽くする。
事業概要	要介護・要支援の認定を受けている高齢者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合に、住まいの改良相談チームを設置し、その相談及び助言を行う。
実施内容	<p>1 チームの業務 住宅改造マニュアルの作成 相談、助言 改造の設計 他の関連サービスとの調整 関係機関との連絡調整 アフターケア</p> <p>2 チームの構成 ソーシャルワーカー(社会福祉士) 作業療法士 建築士</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	12,040	12,040	12,828	
委託料	12,040	12,040	12,828	改良相談員人件費
人件費 B	1,897	357	360	
職員人工数	0.24	0.05	0.05	
職員人件費	1,897	357	360	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	13,937	12,397	13,188	
C 国庫支出金		4,695	5,002	地域支援事業交付金39%
の 県支出金		2,348	2,501	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他		2,649	2,824	第1号保険料22%
の 一般財源	3,009	2,705	2,861	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	家族介護用品支給事業費	TJ2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	家族介護用品支給事業費 要綱		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	低所得で重度の介護を要する高齢者を介護している家族に紙おむつを支給することにより、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るために実施している。
対象(誰を・何を)	低所得で重度の介護を要する高齢者を介護している家族
求める成果(どのような状態にしたいか)	在宅で介護している家族に精神的、経済的にゆとりをもって生活を送ってもらう。
事業概要	低所得で重度の介護を要する高齢者を介護している家族に対し、おむつ等を宅配し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。
実施内容	<p>(対象者) 重度(要介護4・5)で紙おむつを必要とする市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族</p> <p>(対象介護用品) 紙おむつ、尿とりパッド</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	12,842	13,718	13,967	
扶助費	12,842	13,718	13,967	介護用品の支給
人件費 B	3,731	4,287	4,298	
職員人工数	0.53	0.64	0.65	
職員人件費	3,694	4,194	4,223	
嘱託等人件費	37	93	75	
合計 C(A+B)	16,573	18,005	18,265	
C 国庫支出金	5,072	5,350	5,447	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	2,536	2,675	2,723	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	2,697	3,018	3,074	第1号保険料22%
の 一般財源	6,268	6,962	7,021	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護マーク普及事業費	TJ2C	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45第3項第2号		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成27年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。
対象(誰を・何を)	要介護者及び要介護者を介護する家族等
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護する方が介護中であることを周囲に理解していただき、介護する方の負担軽減と介護を温かく見守る「やさしい社会」を実現する。
事業概要	介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくため、介護中に身に付ける「介護マーク」を配布するとともに、市民・事業所に対してマークの普及・啓発を図る。
実施内容	<p>【平成27年度取組内容】                      介護マークの作成・配布                      ・市窓口(本庁及び支所)及び地域包括支援センターにて介護マークとチラシを配布。                      ・配布開始:平成28年2月から                      ・配布希望者数:9人</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	282	125	
需用費		282	41	消耗品費等
役務費			75	郵送料
使用料及び賃借料			9	会場使用料
人件費 B	0	892	900	
職員人工数		0.11	0.11	
職員人件費		892	900	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	1,174	1,025	
C 国庫支出金		110	48	地域支援事業交付金39%
の 県支出金		55	24	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他		62	29	第1号保険料22%
一般財源	0	947	924	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	住宅改修支援事業費	TJ2F	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	福祉住環境コーディネーター等が、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない要介護者等の住宅改修申請に係る理由書を作成した場合、助成金を支給している。
対象(誰を・何を)	福祉住環境コーディネーター等
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護保険制度の円滑な実施の観点から、住宅改修支援事業に係る福祉住環境コーディネーター等への助成を行うことにより、要介護高齢者等の福祉の向上に資する。
事業概要	福祉住環境コーディネーター等が行う、住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。
実施内容	<p>1 事業内容                      福祉住環境コーディネーター、その他これらに準ずる資格等を有するなど、居宅介護住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない要介護者等の求めに応じて介護保険サービスにおける居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合、当該福祉住環境コーディネーター等に対して、1件当たり2,000円を支給する。                      ・住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務に対し、1件当たり2,000円を助成する。                      ・事業所に所属する介護支援専門員については、居宅介護サービス計画の介護報酬に含まれているという観点から、対象外となっている。                      ・平成18年度より一般会計から特別会計になっている。</p> <p>2 事業実績                      98件 196,000円</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	208	196	244	
負担金補助及び交付金	208	196	244	補助金
人件費 B	395	341	344	
職員人工数	0.05			
職員人件費	395			
嘱託等人件費		341	344	
合計 C(A+B)	603	537	588	
C 国庫支出金	82	77	95	(国)地域支援事業交付金39%
の 県支出金	41	38	47	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	44	43	55	第1号保険料22%
一般財源	436	379	391	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護相談員派遣事業費	TJ2L	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成14年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	介護相談員が、派遣を希望する施設等に出向き、利用者の相談に応じるとともに、利用者に代わり事業者に要望を伝える等、利用者と事業者の仲立ちをしながら、サービスの向上に向けた活動を行っている。																																																				
対象(誰を・何を)	介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の利用者																																																				
求める成果(どのような状態にしたいか)	利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。																																																				
事業概要	介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設等の利用者を対象とした介護相談員の派遣を行う。																																																				
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>介護老人福祉施設等を訪問し、利用者等から介護サービスに関する疑問や不満などの話を伺うことで、事業者との橋渡しや、事業者に思いを伝えられるよう支援すると共に、事業者の介護サービスの質的向上を図るため、介護相談員を派遣する。</p> <p>2 実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護相談員 13人</li> <li>派遣先 介護老人福祉施設19施設 介護老人保健施設 5施設 認知症対応型共同生活介護19施設</li> </ul>																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">活動内容</th> <th colspan="2">各年度末</th> </tr> <tr> <th>活動件数</th> <th>合計</th> <th>面接</th> <th>声かけ</th> <th>気づき</th> <th>電話</th> <th>文書</th> <th>その他</th> <th>相談員数</th> <th>派遣先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>28,045</td> <td>11,106</td> <td>16,211</td> <td>728</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>32,030</td> <td>13,361</td> <td>18,072</td> <td>597</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>32,550</td> <td>13,369</td> <td>18,899</td> <td>282</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>		活動内容							各年度末		活動件数	合計	面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先	25年度	28,045	11,106	16,211	728	0	0	0	0	12	40	26年度	32,030	13,361	18,072	597	0	0	0	0	13	43	27年度	32,550	13,369	18,899	282	0	0	0	0	13
	活動内容							各年度末																																													
	活動件数	合計	面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先																																											
25年度	28,045	11,106	16,211	728	0	0	0	0	12	40																																											
26年度	32,030	13,361	18,072	597	0	0	0	0	13	43																																											
27年度	32,550	13,369	18,899	282	0	0	0	0	13	43																																											

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	6,010	6,410	6,720	
報償費	6,010	6,410	6,720	相談員報償費
人件費 B	1,581	1,585	2,399	
職員人工数	0.20	0.20	0.30	
職員人件費	1,581	1,585	2,399	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,591	7,995	9,119	
C 国庫支出金	2,374	2,500	2,620	(国)地域支援事業交付金39%
の 県支出金	1,187	1,250	1,310	(県)地域支援事業交付金19.5%
財 市債				
源 市債				
内 市債	1,262	1,410	1,480	第1号保険料22%
訳 一般財源	2,768	2,835	3,709	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	介護給付適正化事業費	TJ2P	事業分類	内部管理事業
根拠法令	介護保険法		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成19年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者数の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にあり、持続可能な介護保険制度づくりを進めるため、介護給付適正化の取り組みが必要となっている。																				
対象(誰を・何を)	介護保険サービス事業者																				
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護給付と保険料の増大を抑制するため、介護給付適正化事業により不適切な給付を削減し、介護保険制度の信頼を高めるとともに、利用者の自立支援に必要なサービスが適正に提供されることを目的とする。																				
事業概要	利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報との突合点検等を行う。																				
実施内容	<p>・介護給付適正化事業</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成がなされているか点検し、不適正事例に対する指導を実施する。</p> <p>(2) 過剰請求、不正請求がないか医療と介護の情報を検証する。</p> <p>(3) 介護サービス利用者に対して、架空請求等の不正がないか確認してもらうとともに、介護保険制度への理解を深めてもらうため、サービス内容・費用を通知する。</p> <p>(4) 住宅改修支援事業の適正化を図るためには、理由書を作成するケアマネジャー、工事を施工する業者の資質向上が必要であり、そのための研修を実施する。</p> <p>2 実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1-(1)~(3)の実施状況</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアプランチェック数</td> <td>1,019</td> <td>1,882</td> <td>2,105</td> </tr> <tr> <td>縦覧点検数</td> <td>71</td> <td>123</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合点検</td> <td>71</td> <td>237</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>給付費通知の発送</td> <td>18,371</td> <td>18,132</td> <td>20,179</td> </tr> </tbody> </table>	1-(1)~(3)の実施状況	H25	H26	H27	ケアプランチェック数	1,019	1,882	2,105	縦覧点検数	71	123	89	医療情報との突合点検	71	237	156	給付費通知の発送	18,371	18,132	20,179
	1-(1)~(3)の実施状況	H25	H26	H27																	
ケアプランチェック数	1,019	1,882	2,105																		
縦覧点検数	71	123	89																		
医療情報との突合点検	71	237	156																		
給付費通知の発送	18,371	18,132	20,179																		
1(4)の実施内容	<p>①見取図から施工計画図へ(事業者の資質向上25年度から)</p> <p>②理由書の書き方の向上(24年度、25年度)※ケアマネジャーの住宅改修の必要性の理解と施工図の理解</p>																				

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,211	2,988	3,539	
報償費	305	0	66	研修会講師報償費
需用費	518	577	635	消耗品等
役員費	883	924	1,302	郵送料
使用料及び賃借料	1,501	1,485	1,521	介護給付適正化システム保守業務
その他	4	2	15	旅費
人件費 B	3,843	4,640	4,684	
職員人工数	0.21	0.22	0.22	
職員人件費	1,660	1,744	1,760	
嘱託等人件費	2,183	2,897	2,925	
合計 C(A+B)	7,054	7,628	8,223	
C 国庫支出金	1,268	1,165	1,380	(国)地域支援事業交付金39%
の 県支出金	634	583	690	(県)地域支援事業交付金19.5%
財 市債				
源 市債				
内 市債	674	657	779	第1号保険料22%
訳 一般財源	4,478	5,223	5,374	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	成年後見制度利用支援事業費	TJ2R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	老人福祉法第32条ほか		事業区分	義務等
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成14年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	認知症の増加とともに、核家族化により親族等から支援を受けられない高齢者が増えている。福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で、本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、本事業にて成年後見人の選任・活動を支援している。
対象(誰を・何を)	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人で、親族等による成年後見制度の申立が困難な人
求める成果(どのような状態にしたいか)	契約や財産管理、身上看護などの様々な場面で、成年後見人が要保護者を見守り、サポートすることで、本人が望む本人らしい生活の実現につなげる。
事業概要	家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立を行うことは親族等でなければできないこととなっており、親族がいらない場合は申立できないことから、市が代わって申立を行う。また成年後見制度の利用に必要な費用の助成を行う。
実施内容	判断能力が不十分であり、身寄りがいない人について、家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立を行う。「身寄りがいない」には親族から虐待を受けていて適切な支援が得られない場合も含む。 また経済的理由で、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、申立に係る費用と後見人に支払う報酬費用の全部又は一部を助成する。 <実績> 平成26年度 市による申立10件、報酬等費用助成17件 平成27年度 市による申立13件、報酬等費用助成23件

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,561	5,613	10,745	
役務費	179	109	544	郵送料、申立手数料
扶助費	3,310	5,426	10,116	後見人報酬・申立費用の助成
需用費	72	78	85	冊子印刷製本費
人件費 B	3,527	2,744	3,506	
職員人工数	0.32	0.22	0.22	
職員人件費	2,520	1,722	1,786	
嘱託等人件費	1,007	1,022	1,720	
合計 C(A+B)	7,088	8,357	14,251	地域支援事業国庫交付金 地域支援事業支援交付金
C 国庫支出金	1,406	2,189	4,190	地域支援事業国庫交付金
の 県支出金	703	1,094	2,095	地域支援事業県交付金
財 市債				事業として実施
源 市債				
内 市債	776	1,357	2,365	本人負担金と保険料
訳 一般財源	4,203	3,717	5,601	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	高齢者緊急一時保護事業	TJ2T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成22年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	「認知症による徘徊」や「虐待からの逃避」「介護人の不在」などにより、要介護者などを施設に保護しなければならない事態が起こっているが、介護保険施設の空き状況の調整の暇がない、又はその空き室が見あたらないなどの緊急時に備えて、空床を確保しておく必要がある。
対象(誰を・何を)	高齢者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者を保護している間に、警察が身元捜索を行ったり、ケアマネージャーが正式な入所先を探したりして、親族などへの引渡し、若しくは入居先の確保につなげ、高齢者の安全を守る。
事業概要	緊急に受け入れ可能な居室等を常時確保することにより、介護保険のショートステイ利用等が困難な要保護者を一時的に保護する。また入所時に必要な診断を即時実施するほか、最低限の日用品の支給等により当面の入所生活を支援する。
実施内容	○ 委託施設でのショートステイ ショートステイにより、食事・入浴・介護等のサービスを提供する。委託先では、老人ホームの個室1室を常時確保している。 ○ 協力医療機関での健康診断 診療歴など医療情報がない、あるいはわからない要保護者は、そのまま受け入れれば施設内での他者への感染リスクを生じる。これらの要保護者が発生した場合は、協力医療機関にて、施設受け入れ前・簡易診断等を行う。 ○ 日用品等の支給 着の身着のまま避難してきた要保護者などには、最低限の日用品の購入費用を扶助する。  <平成25年度実績> 利用件数6件(延べ87日) <平成26年度実績> 利用件数8件(延べ67日) <平成27年度実績> 利用件数2件(延べ23日)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	819	319	935	
需用費	2	2	2	事務用品
委託料	737	302	868	一時保護利用分委託料等
扶助費	80	15	65	保護自費用補助(医療費・被服費)等
繰出金				
その他				
人件費 B	2,629	2,653	2,838	
職員人工数	0.22	0.22	0.47	
職員人件費	2,293	2,312	2,494	
嘱託等人件費	336	341	344	
合計 C(A+B)	3,448	2,972	3,773	
C 国庫支出金	324	125	364	介護保険事業費(包括的支援事業費)で実施
の 県支出金	162	62	182	
財 市債				
源 市債				
内 市債	178	70	207	
訳 一般財源	2,784	2,715	3,020	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	敬老関係事業費	331A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	金婚祝福事業開催要領 老人福祉大会開催要領		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和38年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	ひろく市民が高齢者福祉についての関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活向上に努める意欲を高めることを目的に開催する。
対象(誰を・何を)	(金婚)市内在住の結婚50年の夫婦(S40.1.1~S40.12.31) (老人福祉大会)尼崎市老人クラブ連合会推薦による優良老人クラブ、老人クラブ指導育成成功者等 (敬老記念)市内在住の最高齢者男女・100歳高齢者(T4.4.1~T5.3.31)
求める成果(どのような状態にしたいか)	多年にわたり、社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに広く市民が老人福祉についての関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活向上に努める意欲を高めること。
事業概要	(金婚)結婚50年を迎えた夫婦に祝福状を贈呈することにより、夫婦の長寿と豊かな人生を祝福する。 (老人福祉大会)尼崎市老人クラブ連合会の推薦による市内優良老人クラブ、老人クラブ指導育成成功者等を表彰、記念講演を行う。 (敬老記念)最高齢者(男女)に記念品を、100歳高齢者には祝福状及び記念品を訪問して贈呈する。
実施内容	(金婚祝福事業) 市長より祝福状贈呈、記念撮影(各夫婦ごと)、アトラクション 平成27年10月6日(火)13:30~ 都ホテルニューアルカイク鳳凰の間 参加数167組  (老人福祉大会) 市長より、優良老人クラブ14クラブ、老人クラブ指導育成成功者46人の祝福状授与、記念講演会等 平成27年9月21日(月・祝)13:30~ 総合老人福祉センター 出席者 253名  (敬老記念事業) 9月3日市長訪問 最高齢者(男女)・100歳高齢者宅に訪問して祝福する (最高齢者は記念品・100歳は祝福状と記念品を贈呈)

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,052	2,129	2,298	【平成26年度決算(内訳)】
報償費	614	645	828	金婚祝福事業 1,146
需用費			12	老人福祉大会 292
委託料	1,438	1,484	1,458	敬老記念事業 614
人件費 B	1,344	1,516	1,530	【平成27年度決算(内訳)】
職員人工数	0.17	0.19	0.19	金婚祝福事業 1,182
職員人件費	1,344	1,516	1,530	老人福祉大会 284
嘱託等人件費				敬老記念事業 830
合計 C(A+B)	3,396	3,645	3,828	【平成28年度予算(内訳)】
C 国庫支出金				金婚祝福事業 1,182
市債				老人福祉大会 276
その他				敬老記念事業 840
一般財源	3,396	3,645	3,828	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	(金婚)申込者数(組) (老人福祉大会)出席者数(人) (敬老)購入時の対象者(人)							単位	(組) (人)		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	(金)156 (福)215 (敬)70	26年度	(金)157 (福)464 (敬)75	27年度	(金)204 (福)253 (敬)75
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市長が直接慶祝する現在の形式は、本人や家族ともに喜ばれているとともに、当事者以外の高齢者の励みとなっているため、開催の意義は大きい。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本人だけでなく、家族ともに喜ばれており、当事者以外の高齢者の励みにもなっているため、意義は大きい。市長が直接慶祝するという形式によって、当式典に出席することが出席者だけでなく、家族の励みにもなっており、高齢者が自らの生活向上に努める意欲を高める一助となっている。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受益者負担なし。表彰や祝福式典に受益者負担はそぐわない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	(金婚祝福事業)阪神間各市で、市が金婚式を開催しているのは、伊丹市と尼崎市のみ。その他には神戸新聞社主催の金婚祝福式があり、対象は兵庫県民で結婚50年の夫婦となっている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	(金婚祝福事業) 開催に伴う業務については、尼崎市社会福祉協議会に委託しているが、一部の業務(広報・申込み受付等)は市が行っている。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	参加には、家族や地域の声かけ等の協力があり、参加への意欲となっている。
	A B C D E 現状 ● 将来像 ○	

⑧ 総合評価

総合評価	維持	多年にわたり、社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う機会となっており、市長が直接慶祝するという形式によって、当式典に出席することが当事者だけでなく、家族の励みにもなっている。このまま継続して事業を進めることにより、高齢者が自らの生活向上に努める意欲を高められる。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	(金婚祝福事業)平成18年度に会食を廃止、平成22年度から記念品を廃止したため、事業内容の充実を図るよう工夫する必要がある。
--------	--

# 平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	老人いきいの家運営事業費	332A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市老人いきいの家設置運営要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和45年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

## ① 事業概要

事業実施趣旨	老人福祉法による老人福祉施設の機能を補完するために、高齢者を対象に、地域社会の中で生きがいのある生活が送れるようふれあいと交流の場を「尼崎市老人いきいの家」として指定し、高齢者に慰安と休息を与え、心身の健康保持を図ることを目的に場の提供を実施している(設置数64箇所)																																																	
対象(誰を・何を)	おおむね60歳以上の者																																																	
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者(利用者)の住まいから近いところ、また、地域活動の拠点に高齢者のいきいの場を設置することで、地域の交流の場として利用しやすく利用率が上がると考える。また、高齢者に慰安と休息の場を与えるとともに、引きこもりの防止や安否確認だけでなく、健康保持や介護予防にもつながるものとする。このような場が、社会福祉協議会連絡協議会単位に設置できればよいと考えており、今後、今以上に地域の方々と交流が図れる場づくりを目指す。																																																	
事業概要	【指定基準】 ①既設の老人いきいの家より半径500m以上の地域で効率的な利用ができること ②施設(部屋)の広さは、おおむね20人以上が利用できる広さであること ③地域福祉会館等準公共的な施設であること																																																	
実施内容	【開放日・時間】 週2日以上、概ね5時間程度 【用途】 茶話会、囲碁・将棋、趣味の講座、カラオケ、体操など 【利用状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">開放日数</th> <th colspan="3">利用人員</th> <th rowspan="2">平均</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24年度</td> <td>10,778</td> <td>37,972</td> <td>66,555</td> <td>104,527</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>10,741</td> <td>36,467</td> <td>64,803</td> <td>101,270</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>10,869</td> <td>35,572</td> <td>66,067</td> <td>101,639</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>10,721</td> <td>34,990</td> <td>63,838</td> <td>98,828</td> <td>9.2</td> </tr> </tbody> </table> 【設置実績】 (平成28年3月31日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>中央</th> <th>小田</th> <th>大庄</th> <th>立花</th> <th>武庫</th> <th>園田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>		開放日数	利用人員			平均	男性	女性	合計	24年度	10,778	37,972	66,555	104,527	9.7	25年度	10,741	36,467	64,803	101,270	9.4	26年度	10,869	35,572	66,067	101,639	9.4	27年度	10,721	34,990	63,838	98,828	9.2	地区	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計	設置数	12	17	2	9	11	13	64
	開放日数			利用人員				平均																																										
		男性	女性	合計																																														
24年度	10,778	37,972	66,555	104,527	9.7																																													
25年度	10,741	36,467	64,803	101,270	9.4																																													
26年度	10,869	35,572	66,067	101,639	9.4																																													
27年度	10,721	34,990	63,838	98,828	9.2																																													
地区	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計																																											
設置数	12	17	2	9	11	13	64																																											

## ② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	6,400	6,400	3,200	
委託料	6,400	6,400	3,200	運営業務委託料
人件費 B	1,265	1,516	180	
職員人工数	0.16	0.19	0.02	
職員人件費	1,265	1,516	180	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,665	7,916	3,380	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	7,665	7,916	3,380	

## ③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			年度	25年度 101,270 26年度 101,639 27年度 98,828
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 概ね60歳以上の高齢者に対して慰安と休息の場を提供することができた。			

## ④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者を対象に、地域社会の中で生きがいのある生活が送れるよう、ふれあいと交流の拠点を設置することは、今後とも更なる高齢化が進行する現在において大変重要である。地域に高齢者の憩いの場を提供することにより、高齢者に慰安と休息を与えるだけでなく、引きこもりの防止や安否確認、健康保持や介護予防に効果があると考えられるが、老人いきいの家については利用者が減少しており、効果的であるとはいえないものである。
---------	--

## ⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	利用者負担については、厚生労働省通知により原則無料とされており、健全な憩いの場を提供する施設として指定している老人いきいの家については見直しの必要性がないと考える。
-----------------	--	--

## ⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市においても同様の事業実施有																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">近隣市の「老人いきいの家設置数」(平成28年4月1日現在)</th> </tr> <tr> <th>設置数</th> <th>尼崎市</th> <th>西宮市</th> <th>神戸市</th> <th>豊中市</th> <th>姫路市</th> <th>伊丹市</th> <th>芦屋市</th> <th>宝塚市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>63</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	近隣市の「老人いきいの家設置数」(平成28年4月1日現在)								設置数	尼崎市	西宮市	神戸市	豊中市	姫路市	伊丹市	芦屋市	宝塚市		63	23	0	10	—	—	—	—
近隣市の「老人いきいの家設置数」(平成28年4月1日現在)																											
設置数	尼崎市	西宮市	神戸市	豊中市	姫路市	伊丹市	芦屋市	宝塚市																			
	63	23	0	10	—	—	—	—																			

## ⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に委託済																												
委託等の可能性																														
協働の領域	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状					●		将来像					○		内容 尼崎市社会福祉協議会に委託している
		市民の領域 ⇄ 行政の領域																												
		A	B	C	D	E																								
現状					●																									
将来像					○																									

## ⑧ 総合評価

総合評価	<b>休廃止</b> 高齢者の慰安と休息の場を提供することを目的として開放しているものの、十分に活用されているとはいえない状況のため、平成28年9月末をもって本事業を廃止し、場の提供から活動に対する補助へ転換する。
------	--

## ⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成29年度より実施する介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、住民型の支えあい活動の充実を図るため、平成28年10月以降は、地域住民による交流活動・介護予防等の地域活動に対する補助事業(高齢者ふれあいサロン運営費補助事業)に移行する。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	老人クラブ関係事業費	333A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金交付要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和43年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	高齢者の生活を健全で豊かなものにするために、高齢者の交流を促進する老人クラブの運営を安定的なものにすることを目的に実施している。
対象(誰を・何を)	概ね60歳以上の高齢者が30人以上の団体を形成し、地域福祉活動等を行うもの。
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者の生活を健全で豊かなものにするために、老人クラブの健全な育成を図る。
事業概要	老人クラブに助成等を行うことで、生きがいと健康づくりのための多様な活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするともに明るい長寿社会づくりを目指す。
実施内容	<p>老人クラブ活動としての社会活動に対し運営助成金を交付するもの</p> <p>1 老人教養講座開催等(各種講演会 研修会 高齢者作品等)</p> <p>2 健康増進事業等(歩こう会、健康体操等)</p> <p>3 社会奉仕活動(公園等の清掃、友愛訪問等)</p> <p>●助成額 34,419,193円(内訳)</p> <p>・単位老人クラブ分          国庫: (@3,500円×355クラブ×12か月=14,910,000円)+(@3,500円×1クラブ×8か月=28,000円)          県費: (@3,500円×355クラブ×12か月=14,910,000円)+(@3,500円×1クラブ×8か月=28,000円)          (@500円×354クラブ×12か月=2,124,000円)+(@500円×1クラブ×8か月=4,000円)</p> <p>・市老人クラブ連合会分          @175,000円+(@65円×20,084人)=1,480,460円          特別事業 242,558円          健康づくり 692,175円</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	37,814	37,306	38,560	
委託料	2,887	2,887	2,887	老人クラブ連合会育成委託料
負担金補助及び交付金	34,927	34,419	35,673	老人クラブ活動補助金等
人件費 B	949	981	990	
職員人工数	0.12	0.12	0.12	
職員人件費	949	981	990	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	38,763	38,287	39,550	
C 国庫支出金	6,230	6,164	6,083	老人福祉費補助金(補助率1/3)
県支出金	5,790	5,688	5,808	老人福祉費補助金(補助率1/3)
市債				(老人クラブ活動助成費)
その他				
内訳 一般財源	26,743	26,435	27,659	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	クラブ数(会員数) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	クラブ数			
目標・実績	目標値	403 (30,000)	達成年度	—年度	25年度	370 (22,197)	26年度	363 (21,188)	27年度	356 (20,129)
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
老人クラブの健全な育成により、高齢者の生活を健全で豊かなものにするため支援を行った。一定の支援を行っていることで活動等の促進が図られているが会員数は伸び悩んでいるため、引き続き会員数の増を目指していく。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	老人クラブにおける老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのためにはこの活動は必須である。老人クラブ活動の円滑な実施と充実を図り、老人の生活を豊かなものとするともに明るい長寿社会づくりに資することで、高齢者の生きがいづくりの促進を図ることができる。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—受益者の負担はない。会員数の伸び悩みが課題であるが、引き続き会員数増を目指して、加入促進運動を実施していく。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国基準に基づき行っている。西宮市もほぼクラブ数等は同等である。
---------------	---------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	老人クラブ連合会の育成及び指導を委託している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容	老人クラブの活動に対して補助を行っている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

⑧ 総合評価

総合評価	維持	高齢化が進行しつつある中、老人クラブにおける老人の知識及び経験を生かし、また高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、この団体活動は大事であるが、クラブ数としては伸び悩んでいるのが現状である。更なる活動を維持していくよう取り組む。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、その活動及び役割が今後ますます期待される場所である。このため、より一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりのために、更なる活動を広げていくこと及び加入促進が今後の課題である。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	高齢者市バス特別乗車証交付事業費 334A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和44年度	款	15 民生費
施策	07 高齢者支援	項	05 社会福祉費
		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

① 事業概要

事業実施趣旨	近年、少子高齢化が進み、1人暮らしの高齢者が増加し、また、地域でのつながりの希薄化が進む中、高齢者の社会的孤立を防ぐため、社会参加の促進を図る必要がある。
対象(誰を・何を)	市内に1年以上居住する70歳以上の高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者の日常生活における移動を支援することにより、社会参加を促し、生きがいの促進を図り、また、外出することによる健康づくりや介護予防も促進する。
事業概要	市内に1年以上居住する70歳以上の高齢者を対象に、一般の乗車料の一部を負担することで市バスに乗車することができる特別乗車証を交付する。
実施内容	<p>危機的な財政状況・将来にわたる高齢化の進展等を踏まえ、平成22年10月から、無料で市バスに乘車できる制度から市と利用者が制度を支え合うという考えのもと、利用者負担ありの制度に見直しした。〈制度概要〉利用者が次の2種類の方式からどちらかを選択</p> <p>1. 乗車払い方式 1回乗車する度に110円を支払うことにより市バスに乗車できる。また、250円を支払い1日乗車利用証を購入することにより、当日回数制限なく乗車できる。</p> <p>2. 定期方式 所得区分に応じた利用者負担金を支払うことにより、特別乗車証の有効期間中は回数制限なく乗車できる。有効期間は、10月から翌年9月までの1年間定期、また、10月から翌年3月まで若しくは4月から9月までの半年定期の2種類がある。 (定期方式の利用者負担金) 低所得Ⅰ：4,500円(月額:375円) 低所得Ⅱ：7,500円(月額:625円) 一般：15,000円(月額:1,250円)</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	364,348	353,606	205,679	
需用費	896	1,090	324	乗車証作成経費等
役務費	66	64	71	収納事務手数料等
委託料	1,687	1,648	1,114	乗車証交付業務委託等
負担金種類及び交付金	361,699	350,804	204,170	乗車証利用に伴う交通局への負担金
人件費 B	16,511	19,221	2,482	
職員人工数	2.33	2.70	0.28	特別乗車証制度の改正のため減
職員人件費	15,989	18,661	2,036	
嘱託等人件費	522	560	446	
合計 C(A+B)	380,859	372,827	208,161	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
財源その他	74,277	69,059	13,709	定期方式利用者負担金収入
内訳 一般財源	306,582	303,768	194,452	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	特別乗車証の交付枚数(返還等除く。) (成果指標が設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	枚		
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	—	年度	25年度	47,771	26年度	47,320	27年度	48,535
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 同規模の交付枚数を維持している。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者は、一般的に交通弱者であり、移動手段の一助となる制度は必要不可欠である。また、本事業の実施主旨は、高齢者の社会参加の促進・外出機会の創出であり、本事業を継続して実施することは、地域社会との接点を失わずに日常生活を送れるよう支援することにつながるものであり、施策の実現のために有効な事業である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成22年10月から、利用者から一部負担を徴収する制度に変更した。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市 1枚につき1,000円分の割引証5枚交付 伊丹市 市バス全線無料の乗車証を交付 川西市 1枚につき1,000円割引の券3枚交付	芦屋市 正規運賃の半額を助成 宝塚市 運賃500円助成券を年間10枚交付 三田市 500円分の割引証を年間15枚交付
---------------	--	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	乗車証の交付業務を郵便局に委託する等、一部の業務については既に委託しているが、その他の業務については市が実施すべきものである。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の判断で行う業務である。

⑧ 総合評価

総合評価	完了	平成27年度末の市営バス事業の民間移譲後、制度を維持・継続していくとともに、乗車証のICカード化を行うことで、これまで市バス路線のみの利用に限定されていたものが、市域のバス事業者の市内・市街エリアでも利用できるような制度にしていく。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成28年度からは、高齢者特別乗車証のIC化を実施する。 なお、乗車証を紙券で運用している本制度については、平成28年度においては、定期方式のみ経過措置を設け、制度の円滑な移行に努める。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	老人福祉工場指定管理者管理運営事業費 3321	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立老人福祉工場の設置及び管理に関する条例	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和57年度	款	15 民生費
施策	07 高齢者支援	項	05 社会福祉費
		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者のもつ知識と経験を生かし、生きがいと所得確保を兼ねた場を提供することを目的に実施している。
対象 (誰を・何を)	60歳以上を対象
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者のもつ知識と経験を生かし、生きがい推進という目的を持ち、収益につなげる。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的で効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減とサービスの向上を図る。
実施内容	指定管理者による老人福祉工場(第2～第3)の管理運営経費 1 竣工年 昭和61年(第2)・平成2年(第3) 2 構造等 鉄骨プレハブ造 3 管理 指定管理(平成24～28年度)・(社)シルバー人材センター 60歳以上を対象とし、家電製品のプラスチック部品の加工・自動車部品の寸法検査・自動車部品の加工・釘の箱詰め・手提げ袋の加工・紙箱の加工等をしている。 第2老人福祉工場・・・尼崎市立花町3-10-13 第3老人福祉工場・・・尼崎市久々知2-28-25 家電製品のプラスチック部品の加工・自動車部品の寸法検査・自動車部品の加工・釘の箱詰め・手提げ袋の加工・紙箱の加工等をしている。 ※平成23年度 行財政構造改革推進プラン見直し項目(第1老人福祉工場の廃止)

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	13,117	13,118	13,118	
委託料	13,117	13,118	13,118	指定管理委託料
人件費 B	949	981	990	
職員人工数	0.12	0.12	0.12	
職員人件費	949	981	990	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	14,066	14,099	14,108	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	14,066	14,099	14,108	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	高齢者IC乗車証交付事業費 334B	事業分類	IT/IT事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度	款	15 民生費
施策	07 高齢者支援	項	05 社会福祉費
		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	市営バス事業の民営化後、特別乗車証制度が民間バス事業者において継続できるよう、乗車証のICカード化を実施するための、システム整備やカード作成等を行う。
対象 (誰を・何を)	市内に1年以上居住する70歳以上の高齢者に交付する特別乗車証
求める成果 (どのような状態にしたいか)	特別乗車証のIC化、利用可能路線の拡大、利用者実績に基づく適正な会計執行。
事業概要	市営バス事業の民営化後、特別乗車証制度を継続し、適用路線の拡大など利便性の向上を図るとともに、複数の事業者への利用実績に応じた負担金の支払いが可能となるよう特別乗車証のIC化を実施するためのシステム整備やICカードの作成・交付等を行う。
実施内容	乗車証ICカード化を実施することで、これまで高齢者特別乗車証制度について次のような制度改正を行う。平成27年度においては、当該制度改正を実施するため、必要となるシステムの整備やIC乗車証の作成・交付等を実施した。 <制度変更概要> 定期方式について 【第1種特別乗車証(紙券) → グラントバス65(IC定期券)】 阪神バスが発行する高齢者向けの定期券への購入助成制度とした。 利用者は所得区分に応じた利用者負担金を(株)阪神バス窓口にて支払うことで定期券を購入する。 乗車方式について 【第2種特別乗車証(紙) → 乗車払カード(ICカード)】 阪神バス・阪急バス・尼崎交通事業振興株式会社(ATS)が運行する路線で、利用区間が市内⇄市内・市内⇄市外の移動に限り、1乗車ごとに100円の助成を受けることができるIC乗車証を交付する。

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	188,943	0	
委託料	0	11,190	0	システム改修費
負担金補助及び交付金	0	177,753	0	乗車証作成費等
人件費 B	0	8,718	0	
職員人工数	0.00	1.10	0.00	
職員人件費	0	8,718	0	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	0	197,661	0	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	197,661	0	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(老人福祉センター等)	351A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和40年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	30 老人福祉センター費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者が健康で明るい生活を営むための施設として、各種の相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上のためのレクリエーションなどを開催し、地域の中での生きがいづくりや仲間意識の確立を図る。
対象(誰を・何を)	60歳以上の高齢者のいこいの場、安らぎの場とする施設
求める成果(どのような状態にしたいか)	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図る。
事業概要	地域高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供することで、高齢者の日常生活の充実を図る。
実施内容	仲間づくりや健康管理等において、高齢者の生きがい増進を図る。 また、各種の相談に応じるとともに、教養の向上、レクリエーションなどに関する事業を実施する。  総合老人福祉センター………尼崎市東難波町4-9-25 ①竣工年 昭和58年 ②構造等 鉄筋コンクリート3階建 ③管理 指定管理(平成26～30年度)尼崎市社会福祉協議会  老人福祉センター (鶴の巣園、千代木園、福喜園、和楽園) ①竣工年 昭和45年～平成18年 ②構造等 鉄筋コンクリート造等 ③管理 指定管理(平成21～30年)尼崎市社会福祉協議会

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	260,283	252,079	250,549	
委託料	260,283	252,079	250,549	指定管理委託料
人件費 B	4,585	4,725	4,769	
職員人工数	0.58	0.60	0.60	
職員人件費	4,585	4,725	4,769	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	264,868	256,804	255,318	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	264,868	256,804	255,318	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	指定管理関係経費	351F	事業分類	施設管理運営
根拠法令	建築基準法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	30 老人福祉センター費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	総合老人福祉センター建築物及び建設設備における定期点検業務を行う。
対象(誰を・何を)	総合老人福祉センター
求める成果(どのような状態にしたいか)	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図ることを目的とする総合老人福祉センターにおいて、安全・安心して過ごせるよう、建築物及び建設設備の点検業務を行う。
事業概要	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図ることを目的とする総合老人福祉センターにおいて、安全・安心して過ごせるよう、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を行う。
実施内容	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を行った。 実施日:平成28年2月17日(水) 業務委託先:有限会社アルファ建築設計 なお、修繕の必要な箇所については、随時別予算にて修繕を検討する。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	97	140	148	
委託料	97	140	148	
人件費 B	237	267	180	
職員人工数	0.03	0.03	0.02	
職員人件費	237	267	180	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	334	407	328	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	334	407	328	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	施設整備事業費	351K	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	15 民生費
施策	07 高齢者支援		項	05 社会福祉費
			目	30 老人福祉センター費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	老人福祉センター(千代木園)において、分電盤改修工事を行う。
対象(誰を・何を)	老人福祉センター(千代木園)
求める成果(どのような状態にしたいか)	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図ることを目的とする老人福祉センター(千代木園)において、安全・安心して過ごせるよう、分電盤改修工事を行う。
事業概要	老人福祉センター(千代木園)において分電盤改修工事を行う。
実施内容	老人福祉センター(千代木園)において分電盤改修工事を行った。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	799	0	※千代木園分電盤改修工事(H27)
工事請負費		799		電気設備工事等一式
人件費 B	0	624	0	
職員人工数		0.08		
職員人件費		624		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	1,423	0	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他一般財源	0	1,423	0	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	生活支援サービス体制整備事業費	TJID	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法 第115条の45第2項第5号		事業区分	義務等
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		会計	60 介護保険事業費
事業開始年度	平成27年度		款	17 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備等を促進する。(介護保険法第115条の45第2項第5号)
対象(誰を・何を)	被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な推進を図るため、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
事業概要	元氣な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する活動や、NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
実施内容	生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりの推進を図る。 ①委託先: 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 ※地域福祉活動専門員との兼務により、12名を配置 ②活動実績 ・地域活動の訪問回数 711回 ・相談受付件数 761件 ・地域の会議・研修の参加回数 549回 ・講座・研修等の実施回数 205回 ・見守りを通して把握した課題 66回 ・個別課題解決のネットワーク化のための調整回数 167回 ・地域課題解決に向けた会議参加数 159回 ・ネットワーク会議への参画回数・専門機関との協力回数 269回 ③地域における生活支援コーディネーターと生活支援サービス提供主体等が参画した定期的な情報共有及び連携強化の場(協議体)の設置及び運営 ・各地区における生活支援コーディネーターと地域包括支援センターによる協議体設置に向けた定期的な情報共有及び検討会の開催等 ・小田地区にて平成28年2月に協議体を設置。(平成28年度に全6地区で設置予定)

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	41,077	39,979	
報償費		0	54	講師謝礼
需用費		0	39	消耗品
委託料		41,077	39,871	業務委託料
使用料及び賃借料		0	15	会場使用料
人件費 B	0	4,904	1,800	
職員人工数		0.62	0.23	
職員人件費		4,904	1,800	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	45,981	41,779	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債		16,020	15,591	地域支援事業交付金39%
市債		8,010	7,795	地域支援事業交付金19.5%
その他一般財源	0	9,037	8,798	第1号保険料22%
		12,914	9,595	